

第23期 第1回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和7年4月24日（木）

15：30～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長及び会長職務代理者の選任について（協議）・・・P1～3
- (2) 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会の委員の選任について（協議）・・・P4～7
- (3) 佐賀県連合海区漁業調整委員会の委員の選任について（協議）・・・P8～9
- (4) 有明海四県漁業調整協議会の委員の選任について（協議）・・・P10～12
- (5) サルボウに係る試験養殖について（協議）・・・P13～42
- (6) 委員会指示の適用除外について（協議）
 - 1 佐賀県有明海漁業協同組合・・・P43～47
 - 2 佐賀市上下水道局・・・P48～62
 - 3 鹿島市・・・P63～77
 - 4 佐賀市・・・P78～83
 - 5 東京久栄・・・P84～95
- (7) 令和7年度水産振興事業計画について（報告）・・・P96～97
- (8) その他

3 閉 会

第23期佐賀県有明海区漁業調整委員会の会長及び会長職務代理者の互選に関する参考資料

1. 会長及び会長職務代理者の役割

(1) 会長

- ・ 会務を総理し、委員会を代表する。(佐賀県有明海区漁業調整委員会規程第1条第3項)
- ・ 委員会の会議を招集しその議長となる。(同規程第2条第1項)
- ・ 議事において可否同数のときは、会長の決するところによる。(同規程第3条第2項)
- ・ 会議の議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名する。(同規程第4条第1、2項)
- ・ 議事の運営その他に関し必要事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。(同規程第7条)

(2) 会長職務代理者

- ・ 会長に事故あるときは、その職務を代行する。(同規程第1条第4項)

2. 会長及び会長職務代理者（副会長）の選任

- ・ 会長及び会長職務代理者は、委員が互選する。(同規程第1条第2項)

3. 過去の委員期における選任結果

期別	会長		副会長	
	選出区分	経歴	選出区分	経歴
第22期	漁業者	広域漁協代表理事組合長	学識	市行政経験
第21期	学識	広域漁協代表理事組合長	公益	市行政経験
第20期	学識	広域漁協代表理事組合長	公益	町行政経験

佐賀県有明海区漁業調整委員会規程

〔昭和53年4月1日〕
〔有漁調委告示第1号〕

(会長及び会長職務代理者)

- 第1条 佐賀県有明海区漁業調整委員会（以下「委員会」という）に会長及び会長職務代理者を置く。
- 2 会長及び会長職務代理者は、委員が互選する。
但し、委員が会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、知事が選任する。
 - 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代行する。
 - 5 会長及び会長職務代理者の任期は、委員の任期とする。

(委員会の招集)

- 第2条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。
- 但し、会長及び会長職務代理者がともに互選されていないとき、もしくは欠けたとき、又は会長及び会長職務代理者にともに事故あるときの会議は知事が招集する。
- 2 委員の1/3以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から7日以内に委員会を招集しなければならない。
 - 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、会議に付する事項並びに開催の日時及び場所を予め委員に通知するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

(会議の運営)

- 第3条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

- 3 委員会の会議は公開とする。
- 4 委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において、緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。
- 5 委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第4条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事事項
- 四 その他重要な事項

- 2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。
- 3 議事録は一般の縦覧に供する。

(権限の委任)

第5条 会長の権限に属する事項のうち、事務局長が専決できる事項は別に定める。

(規程改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(その他)

第7条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

第23期福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

- ・福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会事務規程第4条第1項の規定により、委員は、**佐賀県有明海区及び福岡県有明海区から会長を含めて6名ずつの12名で構成**することとなっている。

2. 過去の委員期における選任結果

期別	漁業者			学識経験			公益 (中立)
	東部	中部	西部	南部	漁業経営	資源管理	
第22期	2名 (1名は会長)	○		2名		○	
第21期	2名		○	○	○ (会長)	○	
第20期	2名		○	○	○ (会長)	○	

福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会事務規程

昭和47年9月19日改正

昭和51年9月6日改正

(所掌事務)

第1条 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡佐賀両県地先有明海における漁業に関する事項を処理する。

(設定区域)

第2条 この委員会は、次の海区漁業調整委員会の区域を合した海区に設置する。

- 一 福岡県有明海区漁業調整委員会
- 二 佐賀県有明海区漁業調整委員会

(事務所の所在地)

第3条 委員会の事務所は、会長が所属する海区漁業調整委員会の事務所内に置き、又、委員会の事務は、会長の所属する海区漁業調整委員会の書記が行う。

(委員会)

第4条 委員会は、委員12名（第2条の海区漁業調整委員会の委員の中から選出した6名あてとし、それぞれの中1名は会長職にあるものをあてる。）をもって組織する。但し、事故その他、やむを得ない事情がある場合において議長が必要と認めるときは、当該委員の属する海区の他の2名以内の委員が代理出席することができる。

- 2 専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は学識経験を有する者の中から福岡佐賀両県知事が協議して選任する。

(会長及び会長職務代理者)

第5条 委員会には会長及び会長職務代理者を置く。

- 2 会長及び会長職務代理者は委員が互選する。但し、委員が会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、福岡佐賀両県知事が協議の上選任する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長が欠けたとき、又は、会長に事故があるときは、会長職務代理者がその職務を代理する。

5 会長及び会長職務代理者の任期は2カ年とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集する。但し、会長及び会長職務代理者が互選されていないか若しくは欠けたとき、又は、会長及び会長職務代理者ともに事故あるときの会議は、福岡佐賀両県知事が協議の上召集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から7日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも5日前に議事の事項並びに開催の日時及び場所を委員会並びに第2条の海区漁業調整委員会に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 前項の通知を受け取った海区漁業調整委員会はその内容を管内漁民に周知するため漁民のみやすい適当な場所に公示しなければならない。

第7条 委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長これを決する。

3 委員会の会議は公開とする。

第8条 委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りではない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議事録)

第10条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項
- 四 議事結果
- 五 その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程改正)

第13条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第14条 前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

第15条 委員会の庶務並びに会計の規定は海区漁業調整委員会の庶務並びに会計の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、委員会の成立の日から適用する。

附 則

2 この規程は公布の日から施行する。

(会長の任期)

附 則

3 この規程は公布の日から施行する。

(事務所の所在地、会長及び会長職務代理者)

第23期佐賀県連合海区漁業調整委員会の会長及び副会長の互選に関する参考資料

1. 会長及び副会長の役割

(1) 会長

- ・会務を総理し、委員会を代表する。(佐賀県連合海区漁業調整委員会規程第5条第3項)
- ・委員会の会議を招集する。(同規程第6条)
- ・議事において可否同数のときは、会長がこれを決する。(同規程第7条第2項)
- ・会議の議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名する。(同規程第8条、第9条第1項)
- ・議事の運営に必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。(同規程第10条)

(2) 副会長

- ・会長事故あるときは、その職務を代行する。(同規程第5条第4項)

2. 会長及び副会長の選任

- ・会長及び副会長は委員の互選による。(同規程第5条第2項)

3. 過去の委員期における選任結果

期別	会長		副会長	
	選出海区	選出海区内の役割	選出海区	選出海区内の役割
第22期	松浦	会長	有明	会長
第21期	松浦	会長	有明	会長
第20期	松浦	会長	有明	会長

佐賀県連合海区漁業調整委員会事務規程

昭和33年10月27日
佐連漁調委告示第1号
昭和50年8月1日
佐連漁調委告示第2号
昭和60年2月13日
佐連漁調委告示第1号

第1条 佐賀県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という)は、漁業法その他法令の定めるところにより佐賀県内の海区間における漁業に関する事項を処理する。

第2条 この委員会は次の海区をもって設置する。

- 一 佐賀県有明海区
- 二 松浦海区

第3条 委員会の事務局は海区漁業調整委員会事務局に置く。

第4条 委員会は各海区から選出した委員14名をもって組織する。

2 前項の選出には夫々会長、副会長を含めて7名宛とする。

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長、副会長は委員の互選による。但し、委員が会長及び副会長を互選することができないときは、知事が選任する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、職務を代理する。

第6条 委員会の会議は会長が招集する。会長事故あるときは副会長がこれを招集する。但し、会長及び副会長がともに互選されていないとき、もしくは欠けたとき、又は会長及び副会長とともに事故あるときの会議は知事が招集する。

第7条 委員会は委員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長がこれを決する。
- 3 委員会の会議は公開とする。

第8条 会長は会議の議事録を作成し次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項及び結果

第9条 議事録は会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

2 議事録は一般の縦覧に供する。

第10条 この規程に定めるもののほか議事の運営に必要な事項は会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

この規程は昭和33年10月27日からこれを施行する。

附 則

この規程は昭和50年8月1日からこれを施行する。

附 則

この規程は昭和60年2月13日からこれを施行する。

第23期有明海四県漁業調整協議会の委員に関する参考資料

1. 委員の選任

- ・有明海四県漁業調整協議会運営規則第4条第2項の規定により、佐賀県有明海区からは**会長及び学識経験委員の2名**を**選出**することとなっている。

2. 過去の委員期における選任結果

期別	漁業者			学識経験			公益 (中立)
	東部	中部	西部	南部	漁業経営	資源管理	
第22期	○ (会長)					○	
第21期					○ (会長)	○	
第20期					○ (会長)	○	

有明海四県漁業調整協議会運営規則

(目的)

第1条 本会は、有明海四県漁業調整協議会（以下「協議会」という。）と称し、有明海における水産動植物の繁殖保護を図り、漁場の利用に関する紛争の防止又は解決並びにその他漁業調整を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会における適用範囲は、本会の前身の組織である有明海連合海区漁業調整委員会において適用されていた海面に準ずる。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、問題点の摘出及び問題点の解決方策について検討し、解決方策について関係機関に提言するとともに、九州漁業調整事務所の協力を得て、改善策を図るものとする。

(協議会の構成及び委員)

第4条 協議会には、会長1名、副会長1名をそれぞれ置くものとする。

2 協議会は、次に掲げる者を委員とするものとする。

(1) 関係海区漁業調整委員会の代表者

(2) 関係県水産主務課長又は行政担当者

(3) 九州漁業調整事務所長

(4) 各関係県毎に推薦された学識経験がある者（以下「学識経験委員」という。）

3 学識経験委員は、関係県事務局が推薦する者とする。

4 委員の任期は4年とし、再任を妨げないものとする。

5 委員は、学識経験委員を除き、原則として、それぞれの関係機関の然るべき職責にある者とし、任期期間中に人事異動等による変更がある場合は、当該機関の後任の者がこれを代行するものとする。

6 協議会は必要に応じ、関係漁業者等の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(専門部会の設置)

第5条 協議会は、特定の事項について検討を行うために、必要があると認めるときは、委員及び有識者からなる専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、その審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、委員の互選によって選出するものとする。

- 2 会長は協議会を代表し、本運営規則の定めに従って、協議会の会務を処理するものとする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代理するものとする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集するものとし、議長は会長が行うものとする。

- 2 会議は、委員の過半数にあたる出席により成立するものとする。
- 3 会議における議事の議決は、出席委員全員（代理者を含む）の一致により決するものとする。
- 4 会議はあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し、会長が緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。
- 5 代理出席は、これを認めるものとし、代理者の数は定員数に含むものとする。
- 6 会議は、会長が認める場合及び委員の3分の1以上から開催の要請がある場合に、随時開催することが出来るものとする。

(事務局及び運営経費の分担)

第8条 協議会の事務局は、当面の間、九州漁業調整事務所に置くものとする。

- 2 専門部会については、該当県の水産主務部に置くものとし、持ち回りとする。
- 3 協議会及び専門部会に出席する場合の出席旅費は、委員においては、所属する機関において負担するものとし、第4条第6項による関係漁業者等及び第5条第1項による有識者においては、別途、各県及び事務局で協議する。

(規則の改正)

第1条 本運営規則の改正は、協議会の議決によって行う。

(附 則)

本運営規則は、平成13年12月6日より施行する。

佐有漁協指第 42 号
令和 7 年 4 月 18 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏
< 公 印 省 略 >

試験養殖実績報告書

令和 6 年 6 月 13 日付け試養第 241002 号で承認を受けたサルボウ試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別 紙 令和 6 年度サルボウ採苗試験結果 報告書

別添様式第2号

試験養殖報告書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動物植物の名称
サルボウ
- 2) 種苗の供給元および供給量 (実績)
該当なし

2. 試験養殖実績

試験項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
採苗器 (モウソウチク) の設置			↕								
稚貝採苗状況の確認						↕					
稚貝生息密度の確認											↕

3. 収支報告

1) 支出の部

費目	金額
モウソウチク	60,000

2) 収入の部

費目	金額
なし	

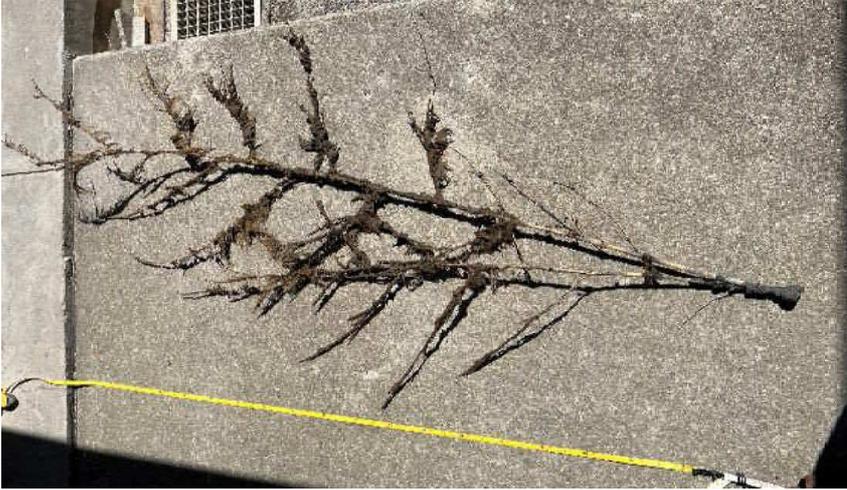
4. 試験結果の総括および課題、今後の展望

試験の結果、回収したモウソウチクには167個のサルボウが付着していた。(詳細は別紙) ただし、2月末に実施した資源量調査では試験漁場付近での稚貝は確認できなかった。本年度のサルボウ浮遊幼生の発生期間が短く、十分な検証ができずとは言い難いため、引き続き実証試験を行っていく。

※必要に応じ生残量 (生残率)、重量等のデータや生産状況の写真等を添付すること。

R6サルボウ採苗試験養殖結果

回収したモウソウチク

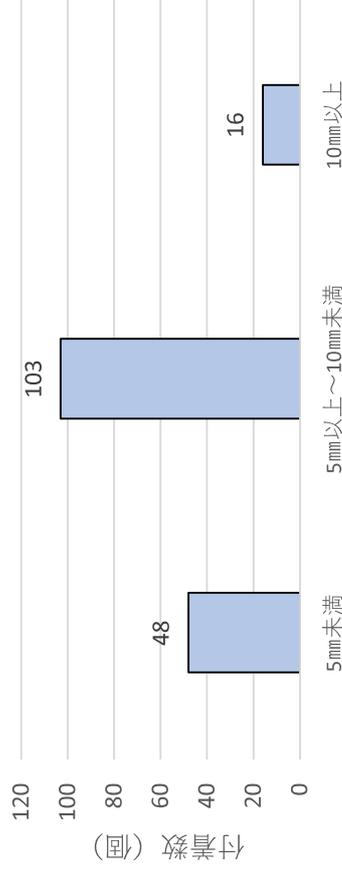


回収したメダケ



設置日	モウソウチク	メダケ
設置場所	有区第1234号	有区第1232号
回収日	9月27日	10月6日
採苗器の全長	2.21m	2.97m
付着稚貝数	167個	5個
付着稚貝の最大殻長	13.36mm	11.81mm

モウソウチクの付着サルボウの殻長別個数



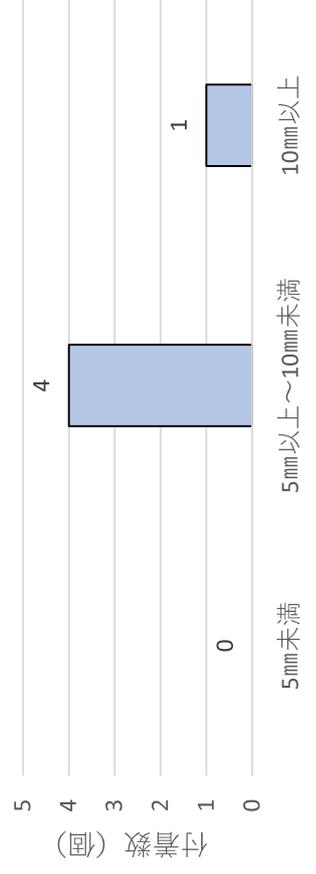
モウソウチクに付着したサルボウ



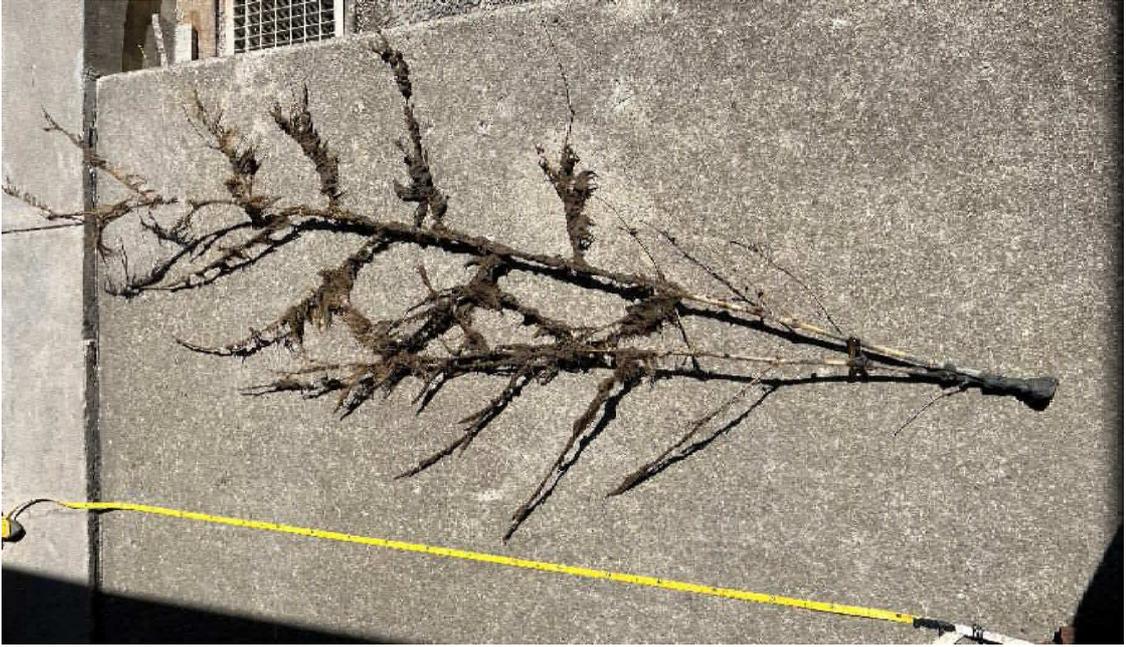
メダケに付着したサルボウ



メダケの付着サルボウの殻長別個数



モウソウチク

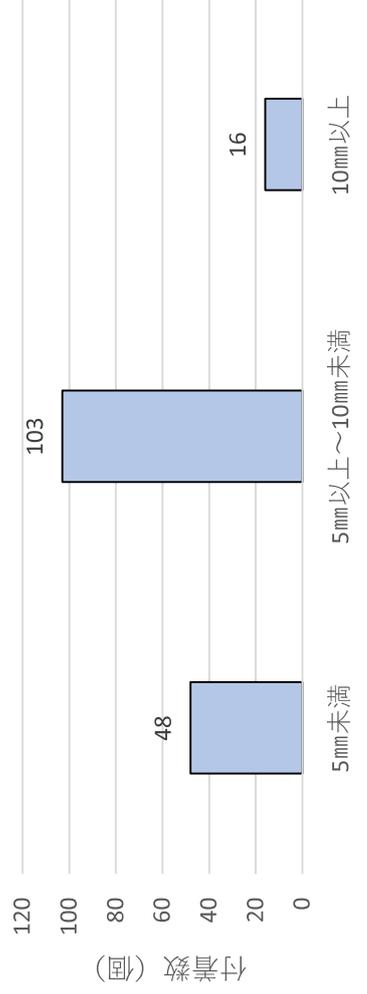


9月27日

モウソウチクを回収

- ・モウソウチクの長さ：2.21m
- ・付着稚貝数：167個
- ・付着稚貝の最大殻長：13.36mm

付着サルボウの殻長別個数



メダケ

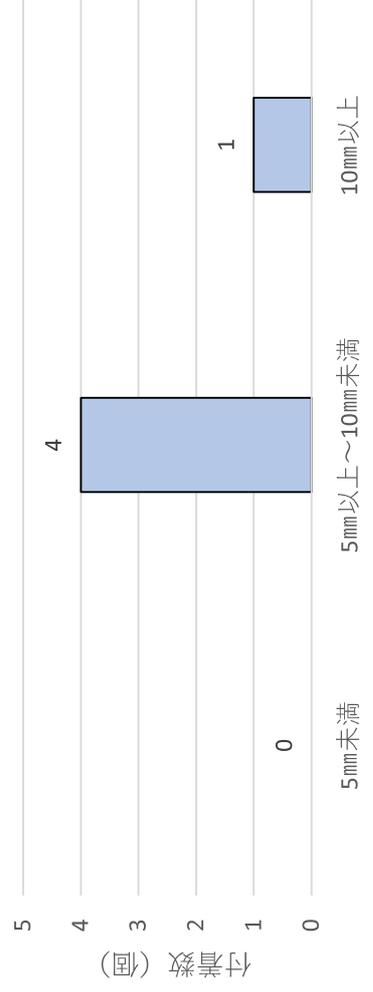


10月6日

メダケを回収

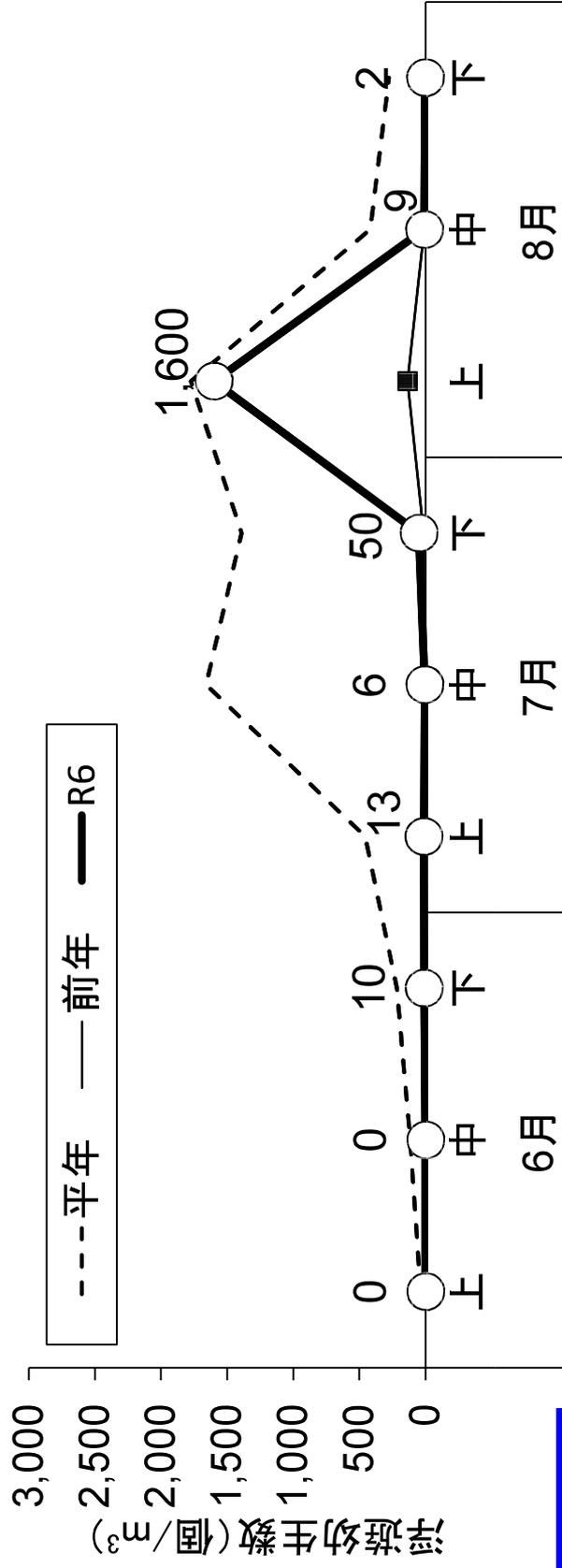
- ・メダケの長さ：2.97m
- ・付着稚貝数：5個
- ・付着稚貝の最大殻長：11.81mm

付着サルボウの殻長別個数

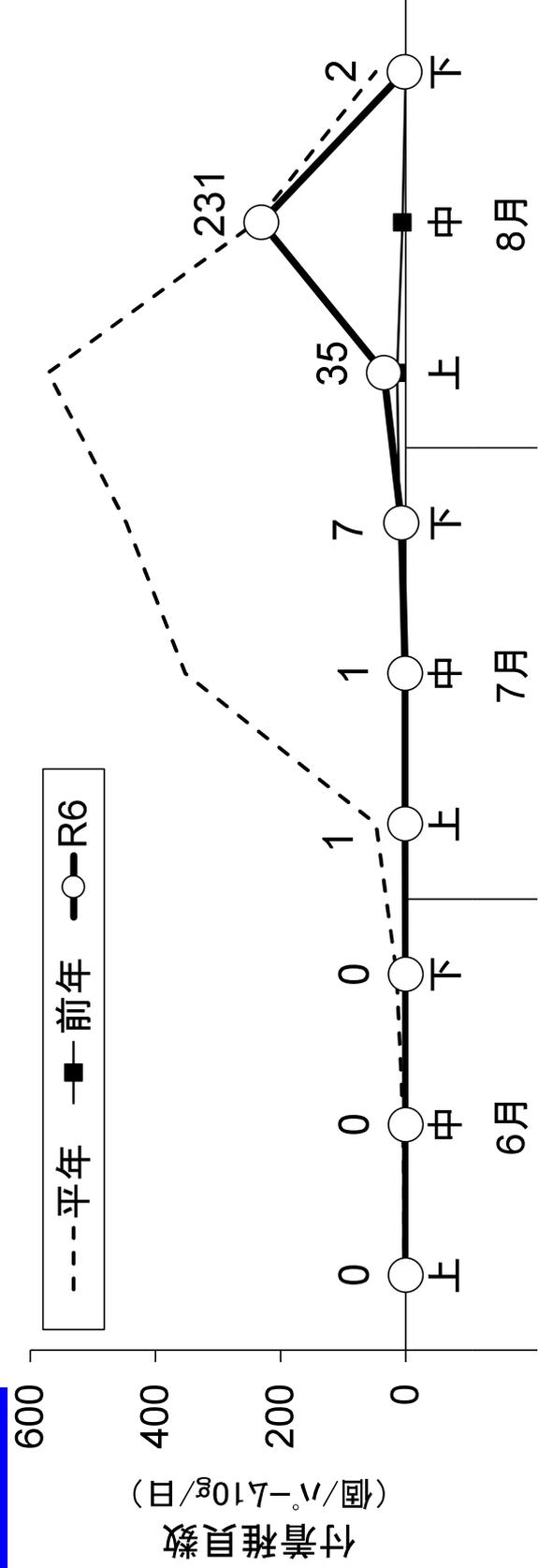


□ R6 浮遊幼生, 付着稚員の発生

【浮遊幼生】



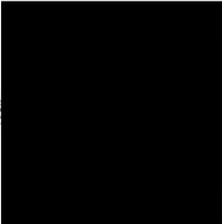
【付着稚員】



水産第369号
令和7年4月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



サルボウの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
西久保 敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第4条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第37号
令和7年4月18日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 毎

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1, 目的

サルボウ天然採苗におけるモウソウチクの試験的利用

2, 水産物の名称

サルボウ

3, 漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1212号、有区第1226号、有区第1234号
第1種区画漁業権（もがいひび建養殖業）の漁場付近
3,000 m²

4, 試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5, 養殖の方法及び規模

モウソウチクを利用したひび建て養殖

添付書類

- (1)理由書
- (2)試験養殖計画書
- (3)漁場位置及び区域図
- (4)同意書写し
- (5)委託契約書写し

理 由 書

当漁協では、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおり、春から夏場にかけての兼業として、「サルボウ養殖」を一部の漁業者が営んでいます。

しかしながら、令和2年および令和3年の集中豪雨によりサルボウ資源量が激減しており、漁が成り立たない状況が続いております。植物プランクトンを餌とするサルボウは、ノリ養殖にとっても重要な資源であり、早急な資源回復が喫緊の課題となっています。

このような状況のなか、有明水産振興センターの試験では、現在認可されているメダケよりもモウソウチクによる採苗の方が、採苗器1本当たりの稚貝付着数も多く、また、枝の脱落については、メダケとモウソウチクに差はないことが分かっております。一方で、モウソウチクを建てることにより、潮の流れが弱まり、ノリ養殖にも影響を与えかねないとの懸念もあります。

令和6年度に実施したモウソウチク試験養殖では、サルボウの浮遊幼生の発生期間が非常に短く、効果の検証を十分に行うことができませんでした。このようなことから、今年度の試験では、昨年度と同様に採苗可能な養殖規模の把握、養殖方法の最適化を図り、サルボウ資源の回復に繋げたいと考えております。

そのため、今年度の試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和7年4月10日

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所 運営委員長 久野 健男

白石支所 運営委員長 川崎 保男

試験養殖計画書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動植物の名称
サルボウ
- 2) 種苗の供給元および供給量(予定)
なし
- 3) 出荷先予定
なし
- 4) 養殖試験従事者氏名
[Redacted]

2. 試験養殖項目及びスケジュール

試験項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
採苗器(モウソウチク)の設置	↔										
稚貝採苗状況の確認			↔								
稚貝生息密度の確認									↔		
採苗器残存状況の確認											↔
採苗器の撤去											↔

3. 収支計画

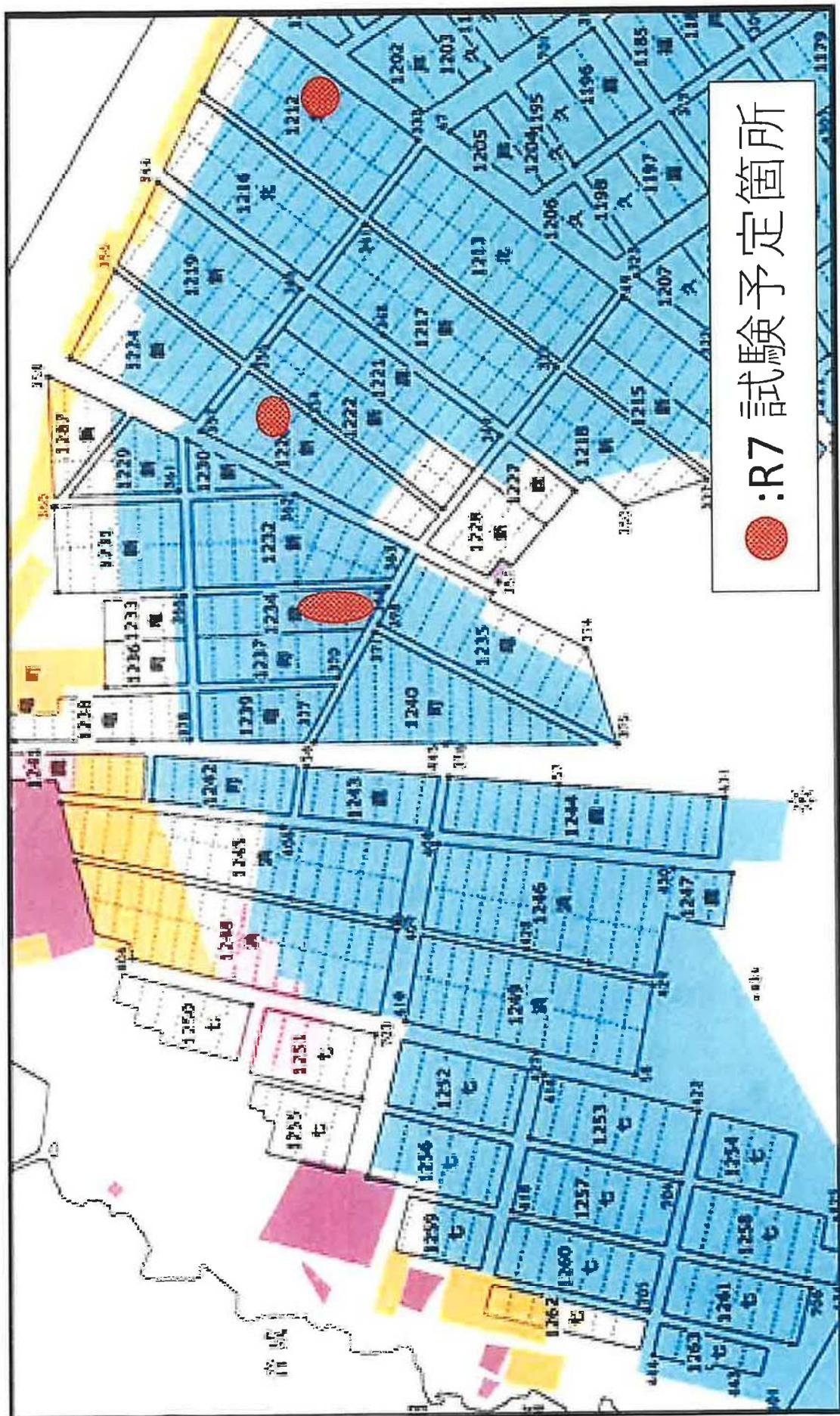
1) 支出の部

費目	金額
モウソウチク	60,000

2) 収入の部

費目	金額
不明	

採苗器設置詳細図



同意書

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所 運営委員長 久野 健児郎 様

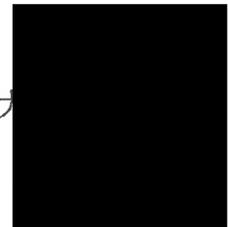
白石支所 運営委員長 川崎 保弘 様

令和7年4月10日付け、新有明支所、白石支所よるサルボウ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和7年 4月 11日

佐賀県有明海漁業協同組合

福富町所運営委員長 筒井 正夫



同意書

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所 運営委員長 久野 健児郎 様

白石支所 運営委員長 川崎 保弘 様

令和7年4月10日付け、新有明支所、白石支所よるサルボウ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和7年 4月 10日

佐賀県有明海漁業協同組合

芦刈支所運営委員長 永野



印

同意書

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所 運営委員長 久野 健児郎 様

白石支所 運営委員長 川崎 保弘 様

令和7年4月10日付け、新有明支所、白石支所よるサルボウ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和 7年 4月10日

佐賀県有明海漁業協同組合

鹿島市所運営委員長 中島 龍



同意書

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所 運営委員長 久野 健児郎 様

白石支所 運営委員長 川崎 保弘 様

令和7年4月10日付け、新有明支所、白石支所よるサルボウ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和7年 4月10日

佐賀県有明海漁業協同組合

たら支所運営委員長 恵崎 俊幸



同意書

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所 運営委員長 久野 健児郎 様

白石支所 運営委員長 川崎 保弘 様

令和7年4月10日付け、新有明支所、白石支所よるサルボウ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和7年 4月 10日

佐賀県有明海漁業協同組合

大浦支所運営委員長 貞包 保則



令和7年度サルボウ採苗試験養殖業務委託契約書

令和7年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、サルボウ採苗試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(報告)

甲は、委託業務の状況について、随時報告を求められることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和8年4月30日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年4月18日

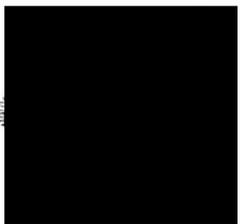
甲 小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長 中島 良

乙 佐賀市西与賀町大字厘外 82
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保

水産第371号
令和7年4月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



サルボウの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
西久保 敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第4条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第38号
令和7年4月18日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 伸

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1, 目的

サルボウ天然採苗におけるモウソウチクの試験的利用

2, 水産物の名称

サルボウ

3, 漁場の位置及び区域並びに面積

有区第1199号、有区第1200号、有区第1201号
第1種区画漁業権（もがいひび建養殖業）の漁場付近
3,000 m²

4, 試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5, 養殖の方法及び規模

モウソウチクを利用したひび建て養殖

添付書類

- (1)理由書
- (2)試験養殖計画書
- (3)漁場位置及び区域図
- (4)同意書写し
- (5)委託契約書写し

理 由 書

当支所では、主幹漁業として冬場に「ノリ養殖業」を営んでおり、春から夏場にかけての兼業として、「サルボウ採介漁業」を一部の漁業者が営んでいます。

しかしながら、佐賀県全体で平成2年をピークに年間13万トンの漁獲量が今では、限られた漁獲に留まり漁が成り立たず、令和2年、3年に続いた集中豪雨の影響で資源量も令和5年には、14トン未満になり苦しい状況になっております。

このような状況の中、有明水産振興センターの試験では、現在認可されているメダケよりもモウソウチクによる採苗の方が、採苗器1本当たりの稚貝付着数も多く、また、枝の脱落については、メダケとモウソウチクに差はないことが分かっております。一方で、モウソウチクを建てることにより、潮の流れが弱まり、ノリ養殖にも影響を与えかねないとの懸念もありますが、プランクトンを餌として捕食するサルボウをはじめ二枚貝の資源回復は、ノリ養殖又は、有明海再生に大きな影響を与えると考えております。

今年度の試験では、採苗可能な養殖規模の把握、養殖方法の最適化を図り、サルボウ資源の回復に繋がりたいと考えております。

そのため、今年度の試験養殖について御承認をお願い致したいと存じます。

令和7年3月25日

佐賀県小城市芦刈町永田3100番地

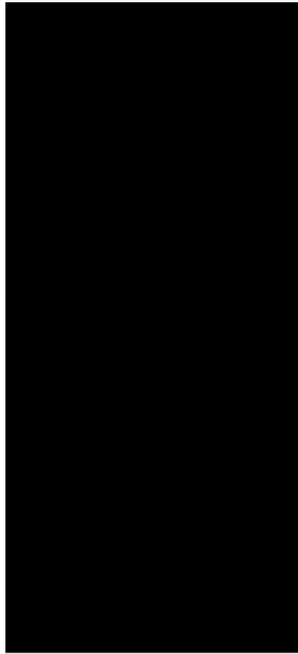
佐賀県有明海漁協 芦刈支所

支所運営委員長 永野 慶彦

試験養殖計画書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動物植物の名称
サルボウ
- 2) 種苗の供給元および供給量 (予定)
なし
- 3) 出荷先予定
なし
- 4) 養殖試験従事予定者氏名



2. 試験養殖項目及びスケジュール

試験項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
採苗器 (モウソウチク) の設置	↔										
稚貝採苗状況の確認		↔	↔		↔						
稚貝生息密度の確認									↔		
採苗器残存状況の確認											↔
採苗器の撤去											↔

3. 収支計画

1) 支出の部

費目	金額
モウソウチク	80,000

2) 収入の部

費目	金額
不明	

同意書

佐賀県有明海漁業協同組合 芦刈支所

支所運営委員長 永野 慶彦 様

令和7年4月11日付にて依頼がありましたサルボウ採苗器試験につきましては、同意致します。

令和 7.4.14
年 月 日

佐賀県有明海漁業協同組合 佐賀市佐賀区

支所運営委員長 香月

同 意 書

佐賀県有明海漁業協同組合 芦刈支所

支所運営委員長 永野 慶彦 様

令和 7 年 4 月 11 日付にて依頼がありましたサルボウ採苗器試験につきましては、同意致します。

令和 7 年 4 月 11 日

佐賀県有明海漁業協同組合 久保田町

支所運営委員長 中尾 誠一

同 意 書

佐賀県有明海漁業協同組合 芦刈支所

支所運営委員長 永野 慶彦 様

令和7年4月11日付にて依頼がありましたサルボウ採苗器試験につきましては、同意致します。

令和 7 年 4 月 11 日

佐賀県有明海漁業協同組合 福富町支所

支所運営委員長 筒井



同意書

佐賀県有明海漁業協同組合 芦刈支所

支所運営委員長 永野 慶彦 様

令和 7年 4月 11日付にて依頼がありましたサルボウ採苗器試験につきましては、同意致します。

令和 7年 4月 11日

佐賀県有明海漁業協同組合 新有明

支所運営委員長 久野 健児

同 意 書

佐賀県有明海漁業協同組合 芦刈支所

支所運営委員長 永野 慶彦 様

令和 7年 4月 11日付にて依頼がありましたサルボウ採苗器試験につきましては、同意致します。

令和 7年 4月 11日

佐賀県有明海漁業協同組合 白石 幸三

支所運営委員長 川崎 保

令和7年度サルボウ採苗試験養殖業務委託契約書

令和7年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、サルボウ採苗試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(報告)

甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和8年4月30日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年4月18日

甲 小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター
所長 中島 具

乙 佐賀市西与賀町大字厘外 82
佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保

【結果】R7年春季_ウミタケ生息状況

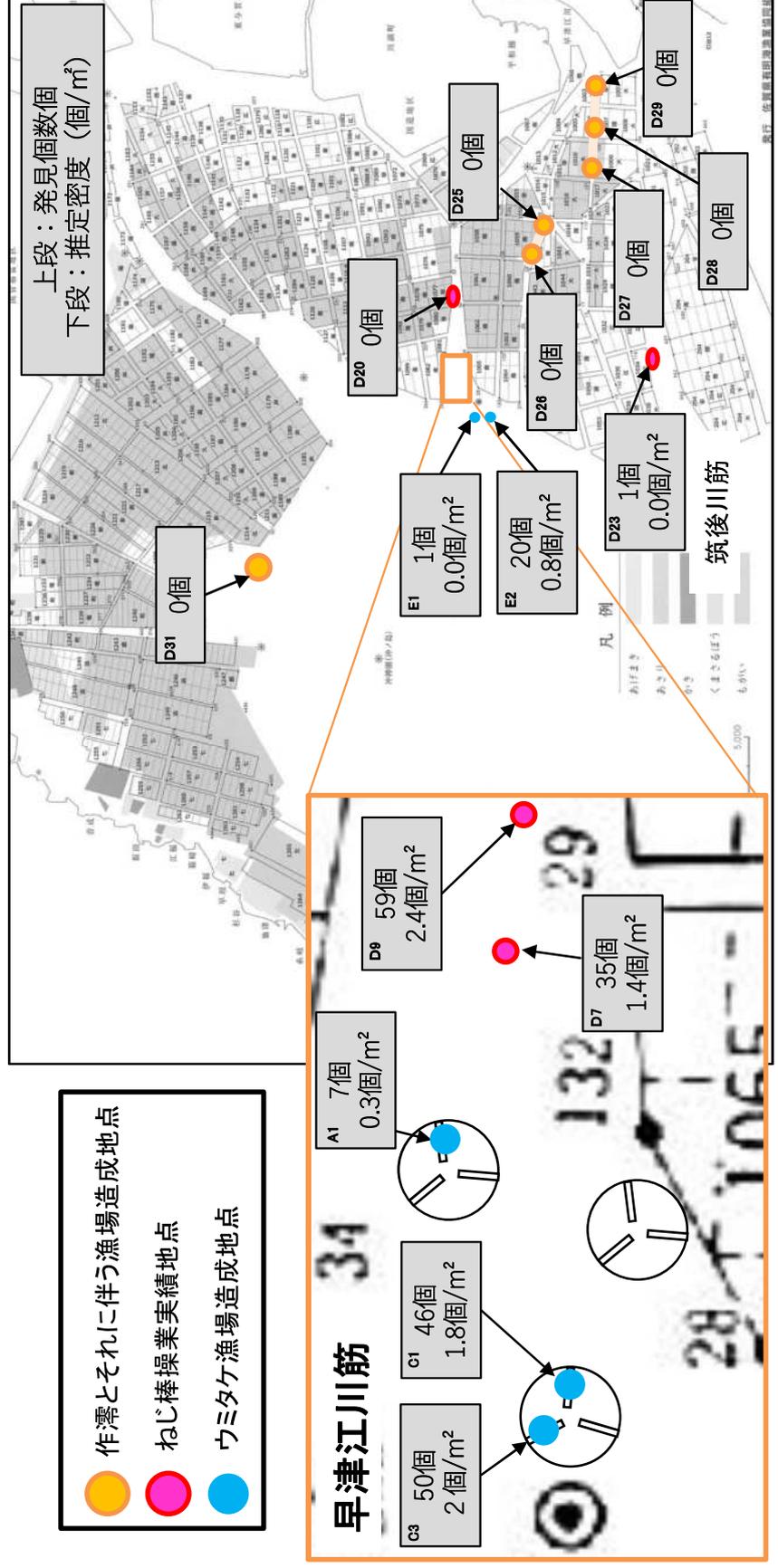
令和7年4月11日
佐賀県有明水産振興センター

日時：令和7年4月8、11日

方法：5分間潜水(探索範囲は概ね1分で5㎡で推定)での発見個数を計測

結果：・生息は、15地点中8地点で確認し、特に早津江川筋の漁場造成地で最も多く確認された(最大密度は推定2.4個/㎡)。

- ・発見個体はいずれも新子が多く、殻長20～70mmと推測される。



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第67号の適用除外申請書

佐有漁協指第46号
令和7年4月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第67号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1. 適用除外の理由

有明海の特産種であるウミタケについて、ウミタケが生息している場所を中心に生息状況調査を予定している。本生息状況調査では、ウミタケの採捕を予定していることから、委員会指示の適用除外が必要である。

2. 調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源の適切かつ有効な資源利用を求められていることから、漁協にて詳細な調査を実施し、今年度の操業の可否、操業期間または委員会指示の要望の判断材料としたい。

3. 調査の方法

簡易潜水器を用いてウミタケの調査・採捕を行い生息箇所・生息密度・個体の大きさを把握する。

4. 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

ウミタケその他の底生生物 最大500個体程度

5. 適用除外の期間

令和7年5月2日から令和7年5月3日まで

6. 調査操業計画

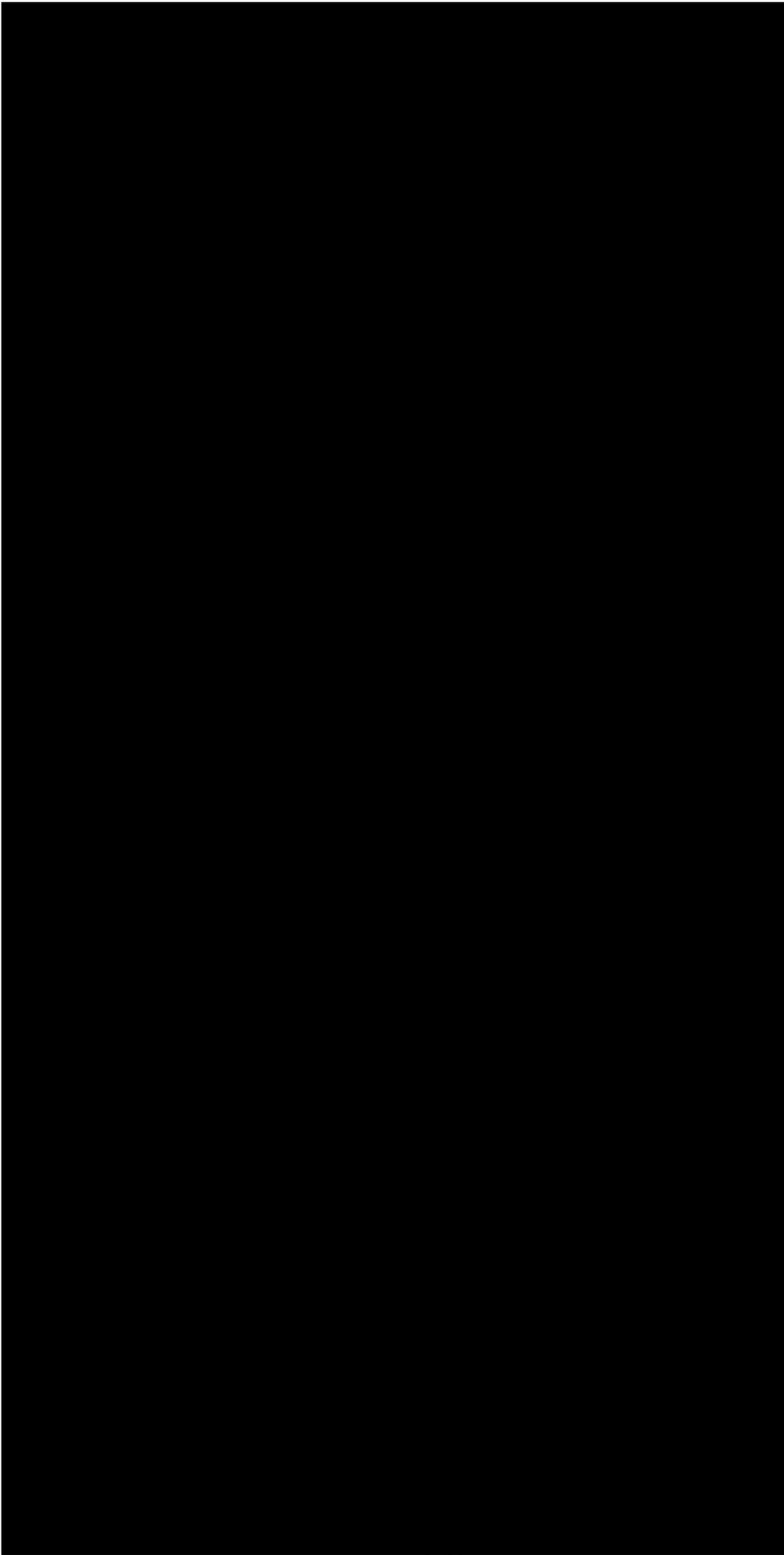
別紙のとおり

7. 調査地点

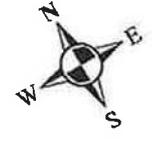
佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を除く）

令和7年度 ウミタケ生息状況調査実施要領

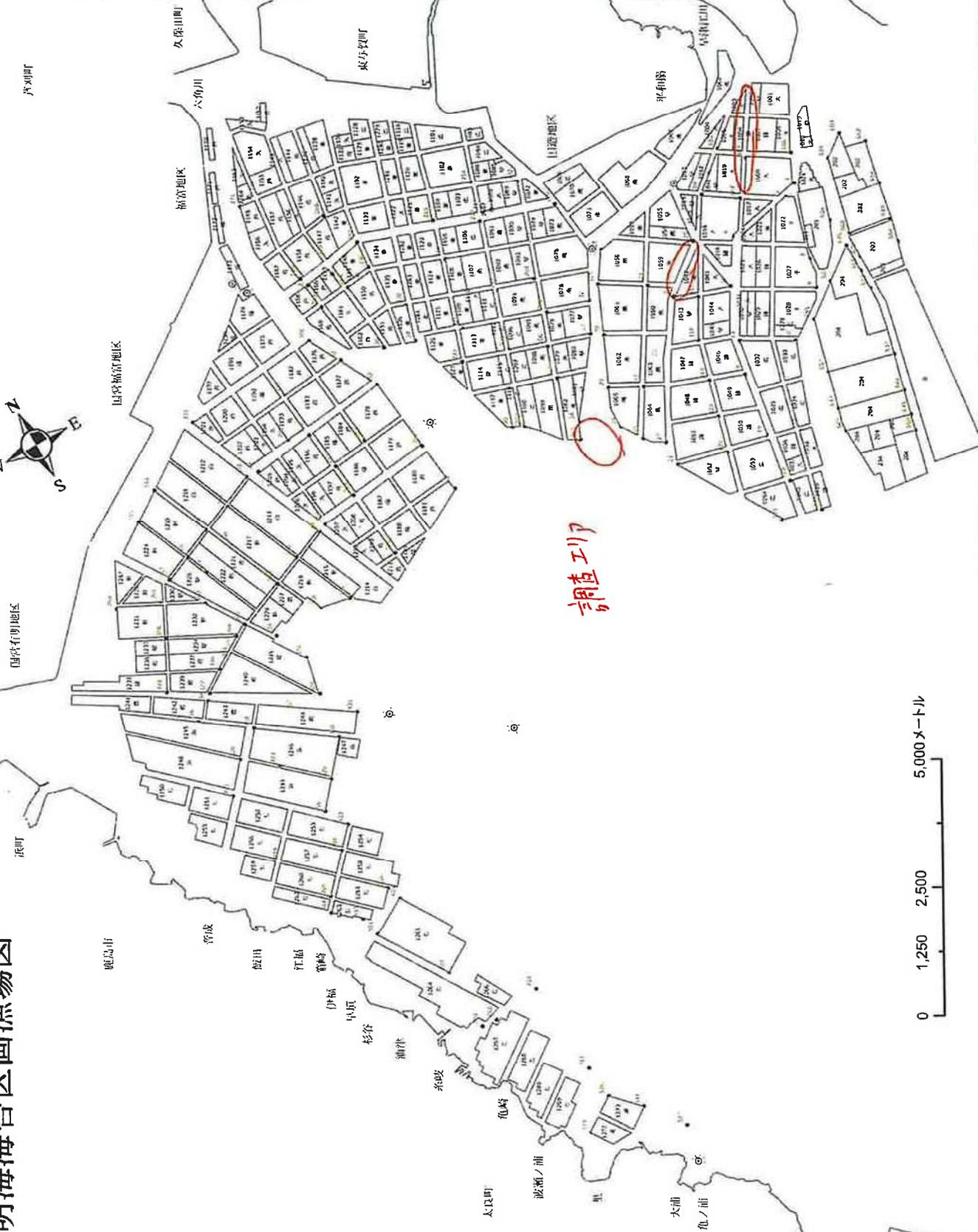
1. 調査の目的 有明海の特産種であるウミタケについて、詳細な生息状況調査を行うことで必要な情報を把握し、操業の可否判断材料とすることを目的とする。
2. 調査の方法 簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、生息箇所・生息個数・生息密度・個体の大きさの把握を行う。
3. 調査年月日 令和7年5月2日（1日間） 予備日：5月3日
4. 調査時間 午前8時30分から午後1時まで（予定）
（午前8時芦刈棧橋集合、はがくれは戸ヶ里漁港より調査地点へ直行）
5. 調査漁船 簡易潜水器2隻
（漁協職員ならびにセンター職員各1名ずつ乗船予定）
（はがくれにて大詫間、南川副支所運営委員長同行予定）
6. 調査海域 佐賀県有明海区（漁場造成区およびR4、R5年度作濤箇所）
（別紙参照）
7. 調査実施者への日当について
1隻1日あたり50,000円を日当備船料として支払う。



(令和5年9月1日現在)



佐賀県有明海海苔区画漁場図



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 様

住所 佐賀市若宮3丁目6番60号

氏名 佐賀市上下水道局

佐賀市上下水道事業管理者 姉川 久

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。

なお、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号、第66号、第67号、第68号

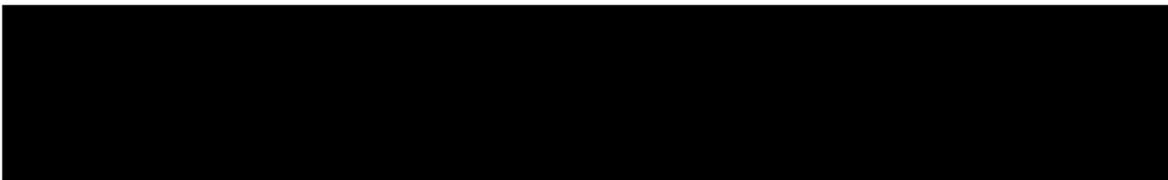
2 適用除外の目的・理由

「公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第7条第2項」に基づく水質・底質調査のため

3 適用除外の期間

令和7年5月15日から令和8年3月31日まで

4 調査を実施する者の住所及び氏名



5 調査に使用する船舶

（船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名） 別紙1参照

6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量 底生生物 約1300g

7 調査方法

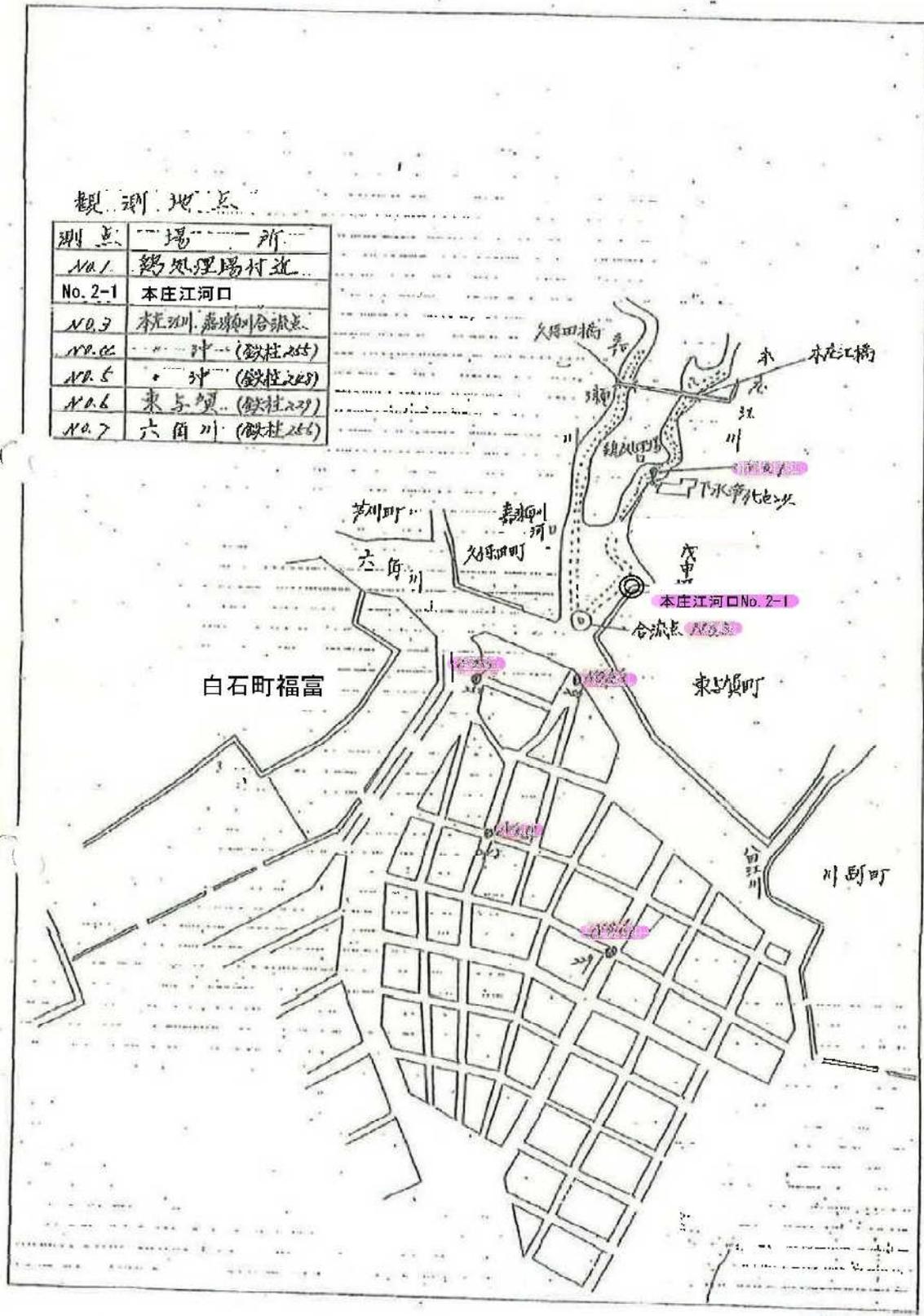
別紙2に示す測定点（No.1～No.7）において、6月及び11月の大潮、小潮時に採水・採泥を行い、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質、マクロベントス等を測定する。

8 調査区域

別紙2のとおり

使用船舶一覧表

(1) 名称	(2) 漁船登録番号	(3) 総トン数 船舶の長さ	(4) 推進機関の種類 馬力数	(5) 船舶所有者



協 定 書

県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と佐賀市（以下「乙」という。）との間において、乙が佐賀市西与賀町に設置した下水道終末処理場（以下「処理場」という。）からの排水による公害の防止、水産（特に海苔養殖）資源等を保護するため、甲と乙とにより協定を締結する。

的)

この協定は、処理場からの排水に関し、処理場周辺の河川、湖沼における良好な漁業環境を保全し、水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに、漁業被害の発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

法令の遵守等)

乙は、処理場からの排水の水質基準については、甲及びその管下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに、可能な限り法令及び本協定に定めた数値を更に低減させて、甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

処理方法、規模等)

処理場施設の処理方法及び規模は、次のとおりとする。

処理方法	標準活性汚泥法，汚泥＝嫌気性消化
(2) 規模	処理人口 150,000人 最大能力1日211.824トン
(3) 排水量	1日 106,500トン
(4) 放流口	別紙図面のとおりに

2 乙は、汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善、技術の導入を行い、漁場環境の保全等のため、良好な水質の保全に努めなければならない。

(廃棄物の処理)

第4条 乙は、処理場の操業により発生する廃棄物等を河川、海域に流出するおそれのある場所に投棄又は埋立してはならない。

(処理場からの排水量の変更)

第5条 乙は、処理場に関する排水量の変更を行う場合、甲と事前に協議し、甲の同意を得なければならない。

(排水の水質)

第6条 乙は、放流口における排水の水質を別途甲乙協議の上定める基準値以下に保たなければならない。

(平常時における水質及び水量の測定、通知)

第7条 乙は、放流口における排水の水質及び水量並びに処理場周辺の河川、海域における水質等の調査、測定を乙の負担において行うものとし、その結果を速やかに文書にて、甲に通知しなければならない。

2 乙の行う調査、測定の時期、場所、内容等は、別途甲乙協議の上定める。

(異常時における水質等の調査、測定)

第8条 乙は、甲が海産物の品質、収獲量に異常を認めた場合で排水に起因すると判断されるときは、甲と協議の上、水質等の調査測定を行うとともに、甲に対し速やかにその結果を文書にて通知しなくてはならない。

(共同調査)

第9条 乙は、甲が処理場からの排水に起因して、問題があると認めた場合で、甲より調査、測定を共同して行う旨申出があり、また調査、測定に必要な資料の提出を要求されたときは、これに応じなければならない。

2 共同調査は、甲若しくは乙が、必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によつて、調査、測定又は結果の評価検討を委託して行うことができる。

(費用の負担)

第10条 第8条及び第9条の調査に要する費用は、調査の都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(放流の一時停止、施設の改善)

第11条 排水の水質が基準値を超え、その排水により処理場周辺の河川、海域の水産資源に被害を与えた場合、甲の要求により、乙は放流を一時停止し、速やかに施設の改善、その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合、乙は、排水の水質が、水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

(立入調査)

第12条 甲又は、甲が指定する者が調査、測定のため施設内へ立入る旨申出があつた場合、乙はこれに同意し、調査に協力しなければならない。

(事故発生時の措置)

第13条 処理場の水処理に関する諸施設の故障、破損その他の事故が発生した場合、乙は直ちに放流を一時停めるなど臨機の処置を

講じ、その後の排水が、本協定で定める水量及び水質基準を超えるおそれのないことを確認した後、甲の同意を得て、放流を再開するものとする。

(苦情の対応及び説明会)

第14条 乙は、処理場からの排水に関し、甲より苦情の申出を受けた場合、誠意をもつて協議し、解決にあたらねばならない。

2 甲が、乙より通知された事項、又は処理場からの排水により発生した問題につき、乙の説明を求めた場合、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定める。

(被害補償)

第16条 処理場からの排水に起因して、甲及び漁業関係者に損害が発生した場合、乙は誠意をもつて速やかに補償しなければならない。

2 処理場からの排水が、法令等又は、本協定で定めた水質基準等を現実に超えていた場合において、これがため海産物への影響に関するマスコミ又は風評により、海産物の価格が低落又は販売不能となつた場合、乙は、甲との共同調査により協議算定した被害額を甲及び漁業関係者に補償しなければならない。この場合、乙は甲の意見を十分尊重しなければならない。

(因果関係の推定)

処理場からの排水の水質及び水量が法令等又は本協定に
水質基準及び水量を現実に超えていた場合において、こ
め海産物への影響に関するマスコミ又は風評があり、か
の直後海産物の価格低落又は販売不能があつた場合、そ

れはマスコミ又は風評により生じたものと推定する。

(協定の疑義, 改定)

第18条 この協定に定める事項につき, 改定すべき事由が生じたとき, 又は, 疑義が生じたとき, 並びにこの協定に定めない事項につき, 定める必要が生じたときは, 甲乙協議の上, 誠意をもつて解決する。

(協定の発効)

第19条 本協定は, 締結の日より効力を発する。

本協定締結の証として, 本書2通を作成し甲及び乙において署名捺印の上, それぞれ1通を保有する。

昭和53年11月17日

甲 佐賀県有明海漁業協同組合連合会
会長理事

田中 茂

乙 佐賀市長

宮田 虎雄

立会人 佐賀県保健環境部長 佐藤

立会人 佐賀県土木部長 別府

立会人 佐賀県水産室長 志気

協 議 書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と佐賀市との間において、昭和53年11月17日締結した佐賀市西与賀町に設置した公共下水道終末処理場の排水の水質に関する協定第6条及び第7条第2項に基づき、第2期計画完了時までの排水の水質基準値、調査、測定の時期等を定める。

第1 排水の水質基準

(第6条関係)

(1) 水素イオン濃度 (PH)	6.5~7.5
(2) 生物化学的酸素要求量 (BOD)	20PPM以下
浮遊物質量 (SS)	40PPM以下
透視度	40cm以上
大腸菌群数	500個/cm ³ 以下
(6) ABS	0.2PPM以下

第2 水質等の調査、測定

(第7条第2項関係)

- (1)時 期 6月(大潮、小潮)13時間観測
11月(大潮、小潮)13時間観測
ただし、協議により観測時間を変更することができる。
- (2)場 所 本庄江沖 別紙図面
ただし、協議により観測地点を増減することができる。
- (3)内 容 水質調査、PH・COD・SS・CL・ABS・TN・TP等
底質調査、PH・COD・灼熱減量・全硫化物・TN・TP等

(4) 調査機関 国または県等の専門調査機関等

(5) その他 放流口からの拡散調査、底棲生物相等

第3 水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

2 前項の委員会の構成並びに運営については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自保有する。

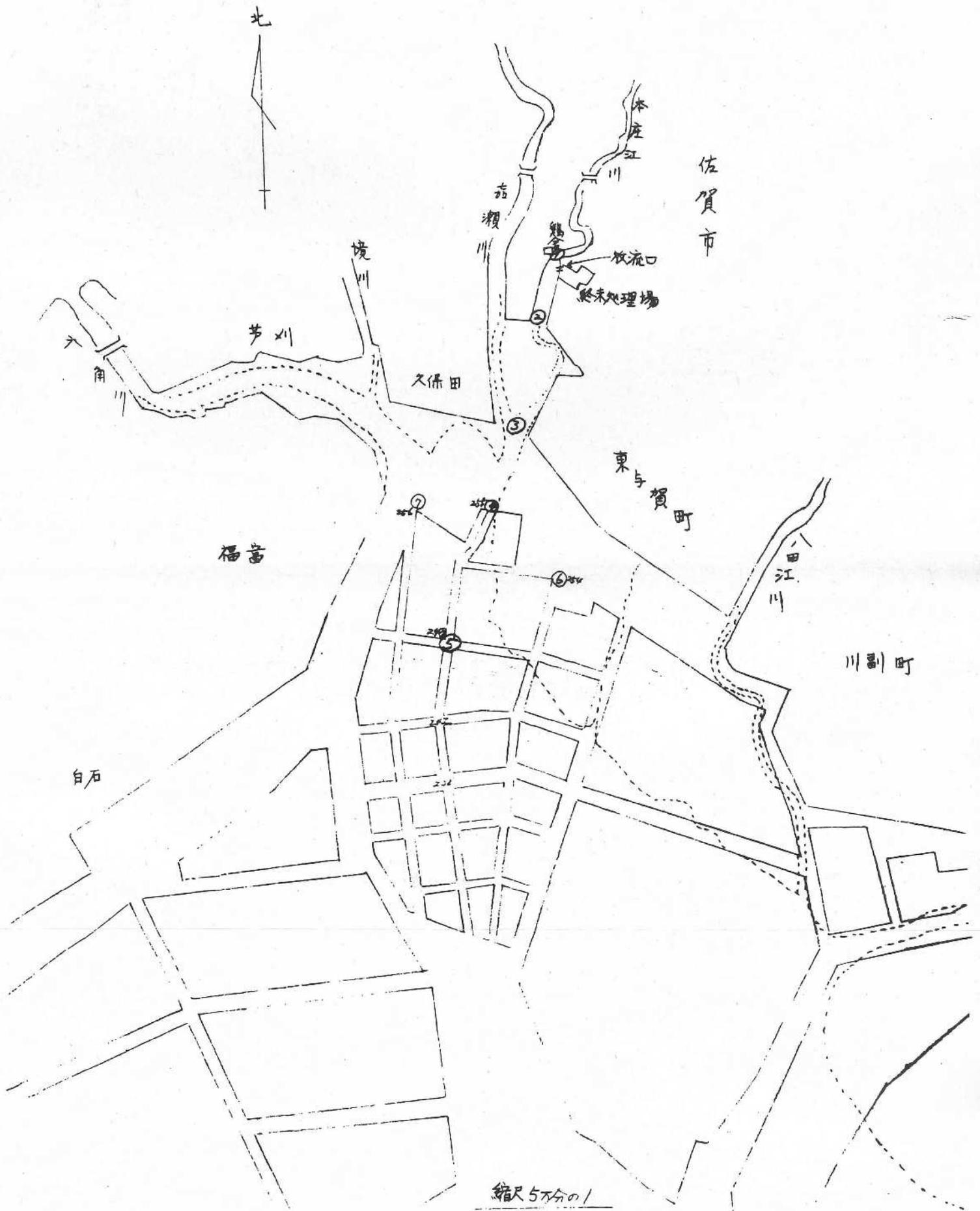
平成3年7月1日

甲 佐賀県有明海漁業協同組合連合会
会長理事 山崎 龍馬

乙 佐賀市長 石村 正信

(別紙)

(別紙)

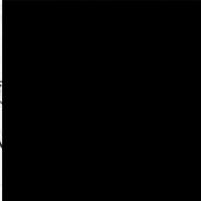


令和 5 年 4 月 20 日

同 意 書

佐賀市上下水道事業管理者 様

佐賀県有明海漁業協同
代表理事組合長 西久

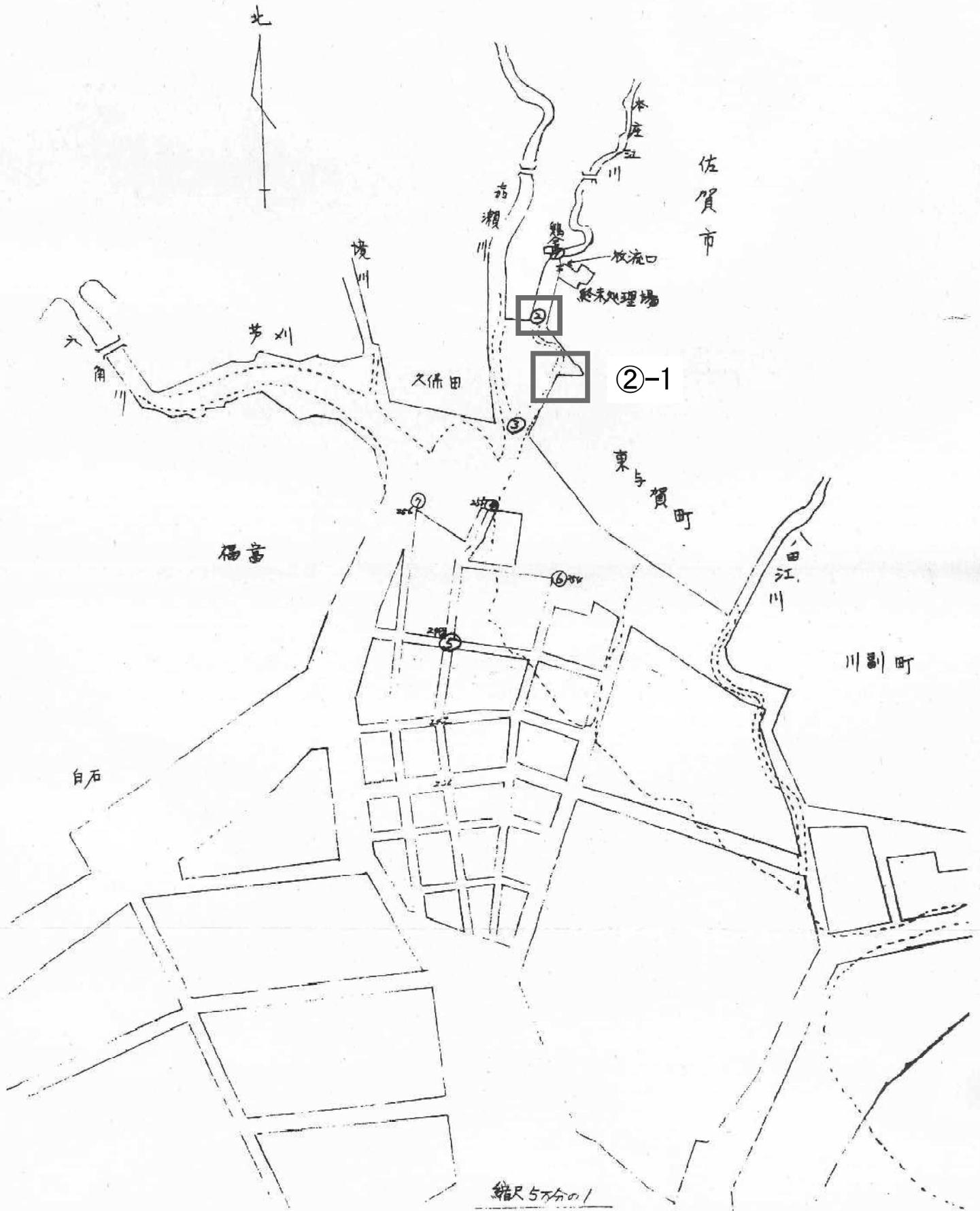


令和 5 年 4 月 1 9 日付け佐水下施第 2 1 号で提出されたこのことについては、下記のとおり同意します。

記

- 1 「協議書第 2 (2) 場 所」について、別紙図面の観測地点②を②-1に変更する。
- 2 協議書の修正は行わず、本同意書をもって変更したものとみなす。

(別紙)



鹿市環下第 52 号
令和 7 年 4 月 16 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1
氏名 鹿島市長 松尾 勝利

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（申請）

下記により適用除外を受けたいので申請します。なお、当該委員会指示が同様の内容により指示期間の延長をされた場合には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただき、今回の承認をもって、新しい委員会指示の適用除外申請も承認されたこととして取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 適用除外を申請する委員会指示

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 6 号、第 6 7 号及び第 6 8 号

2 適用除外の目的・理由

佐賀県有明海漁業協同組合との協定（鹿島市公共下水道『鹿島市浄化センター』からの排水等に関する協定書）に基づき、年 2 回の水質等の調査・測定を実施するため

3 適用除外の期間

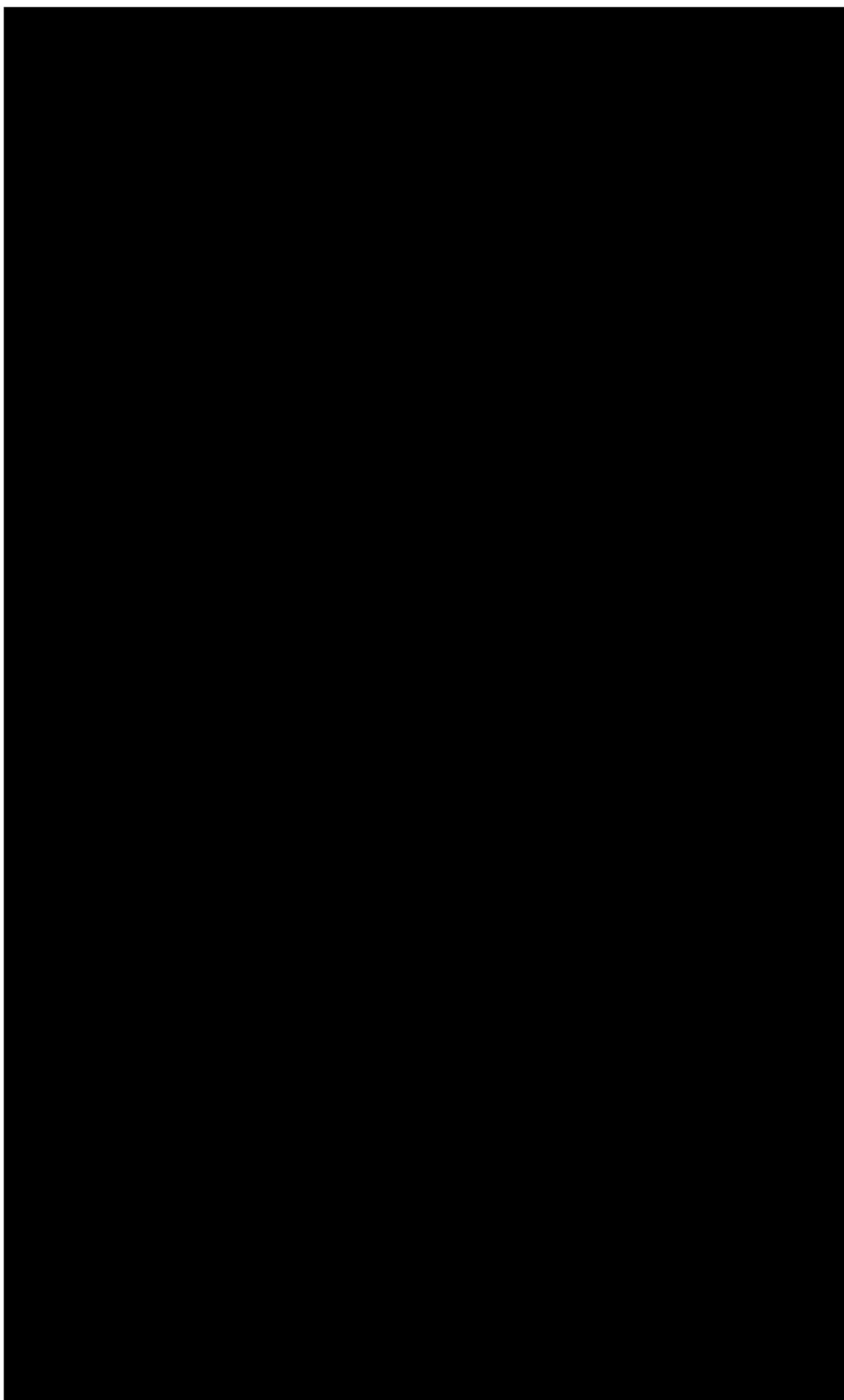
大潮時調査：令和 7 年 5 月 2 6 日（予備日 6 月 9 日）

小潮時調査：令和 7 年 8 月 2 日（予備日 8 月 1 7 日）

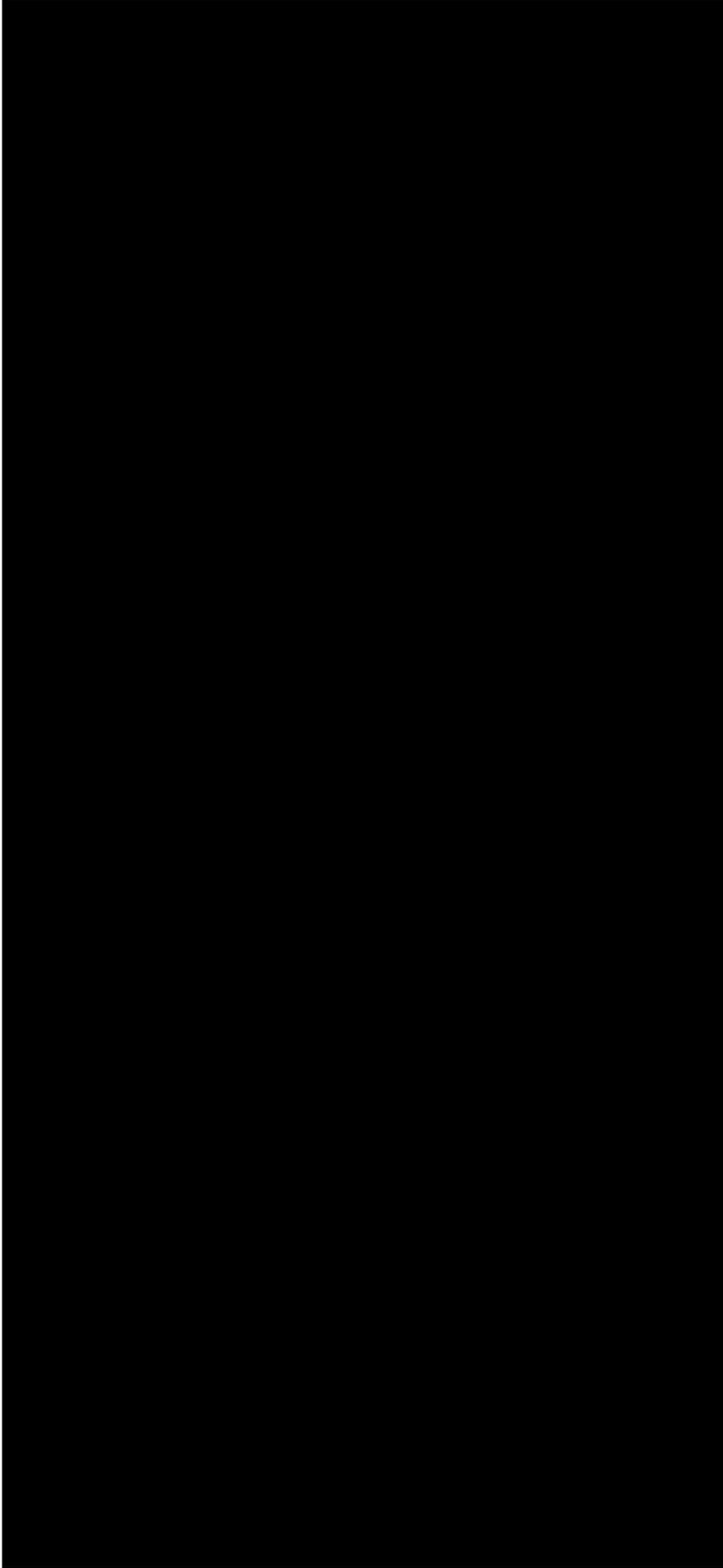
- 4 調査を実施する者の住所及び氏名
別紙1 鹿島市浄化センター周辺海域環境調査 人員配置表のとおり
調査業務受託者：佐賀市光一丁目1番2号 一般財団法人 佐賀県環境科学検査協会
- 5 調査に使用する船舶
(船名、漁船登録番号等、総トン数、推進機関の種類及び馬力数、所有者氏名)
別紙2 調査に使用する船舶一覧表のとおり
- 6 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量
各調査地点の底生生物 (各調査地点で約5 kgの採泥を行い、底生生物の確認を行う)
- 7 調査方法
柄杓を使用して、各調査地点で約5 kgの採泥を行い、生息している底生生物を確認する
- 8 調査区域
別紙3 調査地点位置図のとおり (調査：6地点)

(別紙 1)

鹿島市浄化センター周辺海域環境調査 人員配置表



調査に使用する船舶一覧表



調査位置図



図-1 調査位置図

鹿島市公共下水道『鹿島市浄化センター』からの
排水等に関する協定書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会（以下「甲」という。）と鹿島市（以下「乙」という。）との間において、乙が鹿島市浜町字協和竈地内に設置する公共下水道終末処理場「鹿島市浄化センター」（以下「センター」という。）からの排水等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、センターからの排水等に関し、センター周辺の河川、海域における良好な漁業環境を保全し、水産資源の保護と漁業被害の未然防止を図るとともに、漁業被害が発生した場合の補償措置等を定めることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

第2条 乙は、センターからの排水の水質基準については、甲及びその傘下の漁業協同組合並びに組合員（以下「漁業関係者」という。）の漁業環境に悪影響を与えないよう関係法令等を遵守するとともに可能な限り法令及びこの協定に定めた数値を更に低減させて、甲及び漁業関係者に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

（処理方法、規模等）

第3条 センター施設の処理方法及び規模は、次のとおりとする。

(1) 処理方法	水処理	標準活性汚泥法
	汚泥処理	嫌気性消化法
(2) 規 模	処理人口	32,700人
	最大能力	29,100 m^3 /日
(3) 排水量		25,200 m^3 /日
(4) 放流口		別紙図面のとおりに

2 乙は、汚水処理技術の進歩に伴い積極的に施設の改善、技術の導入を行い、漁場環境の保全等のため良好な水質の保全に努めなければならない。

2

(廃棄物の処理)

第4条 乙は、センターの操業により発生する廃棄物等を河川、海域に流出するおそれのある場所に投棄又は埋立てしてはならない。

(センターからの排水量の変更)

第5条 乙は、センターからの排水量の変更を行う場合は、甲と事前に協議し、甲の同意を得なければならない。

(排水の水質)

第6条 乙は、放流口における排水の水質を別途、甲・乙協議のうえ定める基準値以下に保たなければならない。

(平常時における水質等の調査・測定及び報告)

第7条 乙は、放流口における排水の水質及び水量並びにセンター周辺の河川、海域における水質等の調査・測定を乙の負担において行うものとし、その結果を速やかに文書で、甲に報告しなければならない。

2 乙の行う調査・測定の時期、場所、内容等は、別途甲・乙協議のうえ定める。

(異常時における水質等の調査・測定及び報告)

第8条 乙は、甲が海産物の品質、収穫量に異常を認め、それが排水に起因すると判断されるときは、甲と協議のうえ、水質等の調査・測定を行うとともに、その結果を速やかに文書で、甲に報告しなければならない。

(共同調査)

第9条 乙は、甲がセンターからの排水に起因して問題があると認めた場合で、甲より調査・測定を共同して行う旨申し出があり、また調査・測

定に必要な資料の提出を要求されたときは、これに応じなければならない。

- 2 共同調査は、甲若しくは乙が、必要と認めた場合には学識経験者又は第三者によって調査・測定、又は結果の評価検討を委託して行うことができる。

(費用の負担)

第10条 第8条及び第9条に規定する調査に要する費用の負担については、調査の都度、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(放流の一時停止、施設の改善)

第11条 排水の水質が基準値を超え、その排水によりセンター周辺の河川、海域の水産資源に被害を与えた場合、甲の要求により、乙は放流を一時停止し、速やかに施設の改善、その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合、乙は、排水の水質が、水質基準を超えるおそれがないことを確認したとき、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

(立入調査)

第12条 甲、又は甲が指定する者が調査・測定のため施設内へ立ち入る旨申し出があった場合、乙はこれに同意し調査に協力しなければならない。

(事故発生時の措置)

第13条 センターの水処理に関する諸施設の故障、破損、その他の事故が発生した場合、乙は直ちに放流を一時停止するなど臨機の措置を講じ、その後の排水が、この協定で定める水量及び水質基準を超えるおそれのないことを確認した後、甲の同意を得て放流を再開するものとする。

(苦情の対応及び説明会)

第14条 乙は、センターからの排水に関し、甲より苦情の申し出を受け

た場合、誠意を持って協議し、解決に当たらねばならない。

- 2 甲が、乙より報告された事項、又はセンターからの排水により発生した問題につき、乙の説明を求めた場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定める。

(被害補償)

第16条 センターからの排水に起因して、甲及び漁業関係者に損害が発生した場合、乙は誠意をもって速やかに補償しなければならない。

- 2 センターからの排水が、法令等、又はこの協定に定めた水質基準等を現実に超えていた場合において、これがため海産物への影響に関するマスコミの報道又は風評により、海産物の価格が低落又は販売不能となった場合、乙は、甲との共同調査により協議算定した被害額を、甲及び漁業関係者に補償しなければならない。この場合、乙は甲の意見を十分尊重しなければならない。

(因果関係の推定)

第17条 センターからの排水の水質及び水量が、法令等、又はこの協定に定めた水質基準及び水量を現実に超えていた場合において、これがため海産物への影響に関するマスコミの報道又は風評があり、かつ、その直後海産物の価格低落又は販売不能があった場合、それはマスコミの報道、又は風評により生じたものと推定する。

(協定の疑義、改定)

第18条 この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたとき、又は疑義が生じたとき、若しくはこの協定に定めがない事項につき、定める必要が生じたときは、甲・乙協議のうえ、誠意をもって解決する。

(協定の発効)

第19条 この協定は、締結の日より効力を発する。

この協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲及び乙において署名・捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和62年12月 2日

甲 佐賀県有明海漁業協同組合連合会

会長 理事

田中茂

乙 鹿島市長

馬場勝

協 議 書

佐賀県有明海漁業協同組合連合会と鹿島市との間において、昭和62年12月2日締結した鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協定書第6条及び第7条第2項の規定に基づき、次のとおり排水の水質基準値、調査・測定の時期等を定める。

第1. 排水の水質基準

(第6条関係)

(1) 水素イオン濃度(pH)	6.5以上~7.5以下
(2) 化学的酸素要求量(COD)	20ppm以下
(3) 浮遊物質(SS)	40ppm以下
(4) 透視度	40cm以上
(5) 大腸菌群数	500個/cm ³ 以下
(6) MBAS	0.2ppm以下

第2. 水質等の調査・測定

(第7条第2項関係)

(1) 時期	5月(大潮・小潮)	13時間観測
	10月(大潮・小潮)	13時間観測

ただし、協議により観測時間を変更することができる。

(2) 場所	別紙図面のとおり
--------	----------

ただし、協議により観測地点を増減することができる。

(3) 内容

水質調査 pH. COD. SS. CL. MBAS. TN. TP等

底質調査 pH. COD. 強熱減量. 全硫化物. TN. TP等

(4) 調査機関 国又は県等の専門調査機関等

(5) その他 放流口からの拡散調査、底生生物相等

第3条 水質調査検討委員会

甲及び乙は、前項の水質調査を検討するため「水質調査検討委員会」を設置するものとする。

2 前項の委員会の構成、及び運営については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

以上協議成立の証として本書2通を作成し、甲・乙署名捺印のうえそれぞれ1通を保有する。

昭和62年12月 2日

甲 佐賀県有明海漁業協同組合連合会

会長 理事

田中茂

乙 鹿島市長

馬場勝

鹿

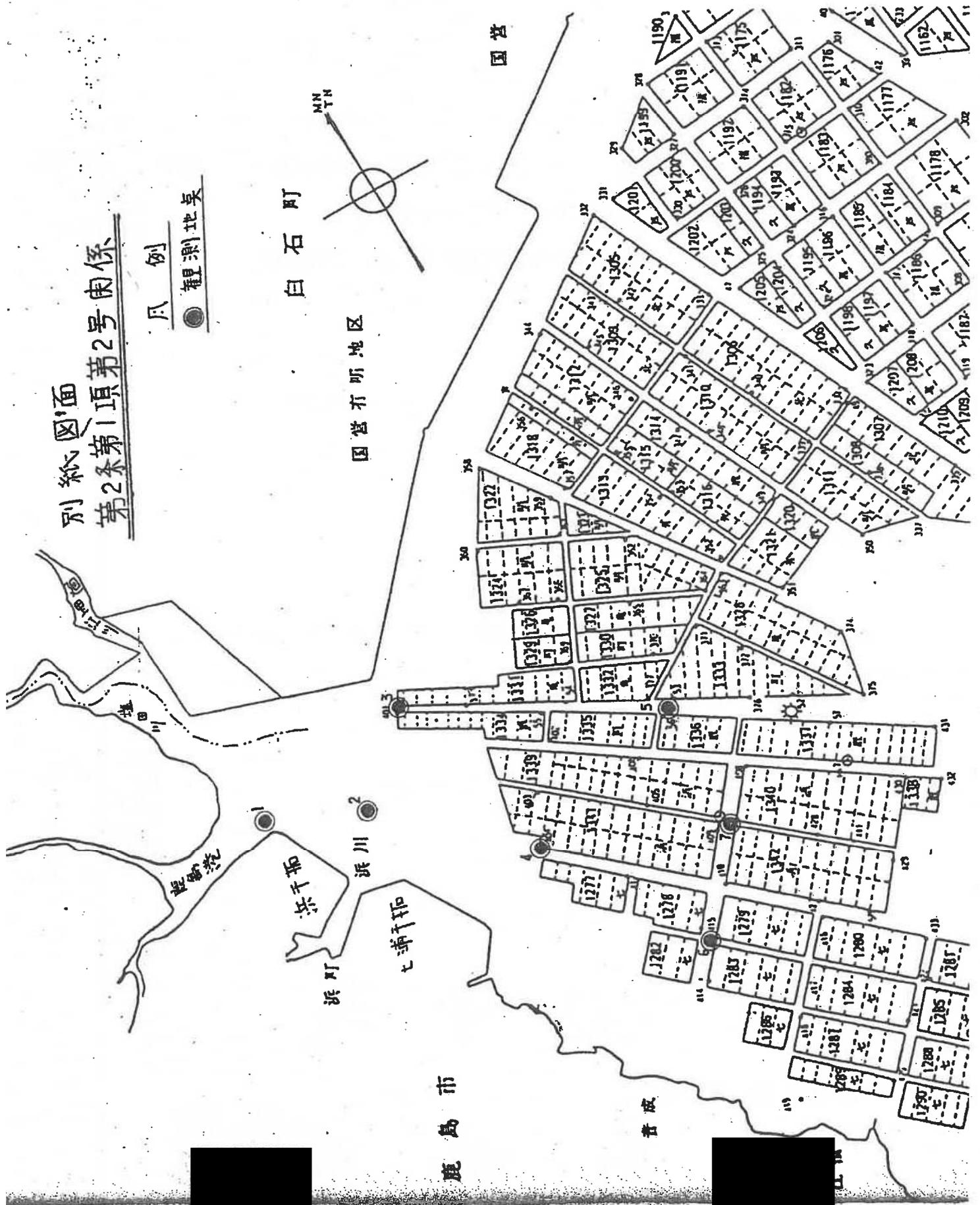
別紙図面
第2条第1項第2号関係

凡例
● 観測地点

白石町

国営有明地区

国営



市
V. TP等

会」を

え定め

えそれ

鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協議書の一部を改訂する協議書

鹿島市公共下水道「鹿島市浄化センター」からの排水等に関する協議書(昭和62年12月2日締結)第7条2項に基づき、協議書(同日締結、平成20年7月7日一部改定)のうち、第2(水質等の調査・測定)について、下記のとおり改定する。

第2. 水質等の調査・測定

(第7条第2項関係)

- (1)時 期 5月(大潮) 11時間観測
 8月(小潮) 11時間観測
 ただし、協議により観測時期・時間を変更することができる。
 また、必要な場合は協議の上、更に他の時期にも水質等の調査・測定を実施する。
- (2)場 所 別紙図面のとおり
 ただし、協議により観測地点を増減することができる。
- (3)内 容 水質調査 pH . COD . SS . CL . MBAS . TN . TP等
 底質調査 pH . COD . 強熱減量 . 全硫化物 . TN . TP等
- (4)調査期間 国又は県等の専門調査機関等
- (5)その 他 放流水からの拡散調査、底生生物相等

以上の協議成立の証として本書2通を作成し、甲・乙署名捺印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成27年3月9日

甲 佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長

徳永 重

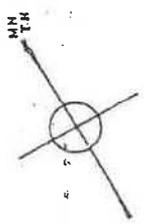
乙 鹿島市長

樋口 久

別紙圖面
第2条第1項第2号由係

- 凡例
- 観測地点
 - 観測中止地点

白石町



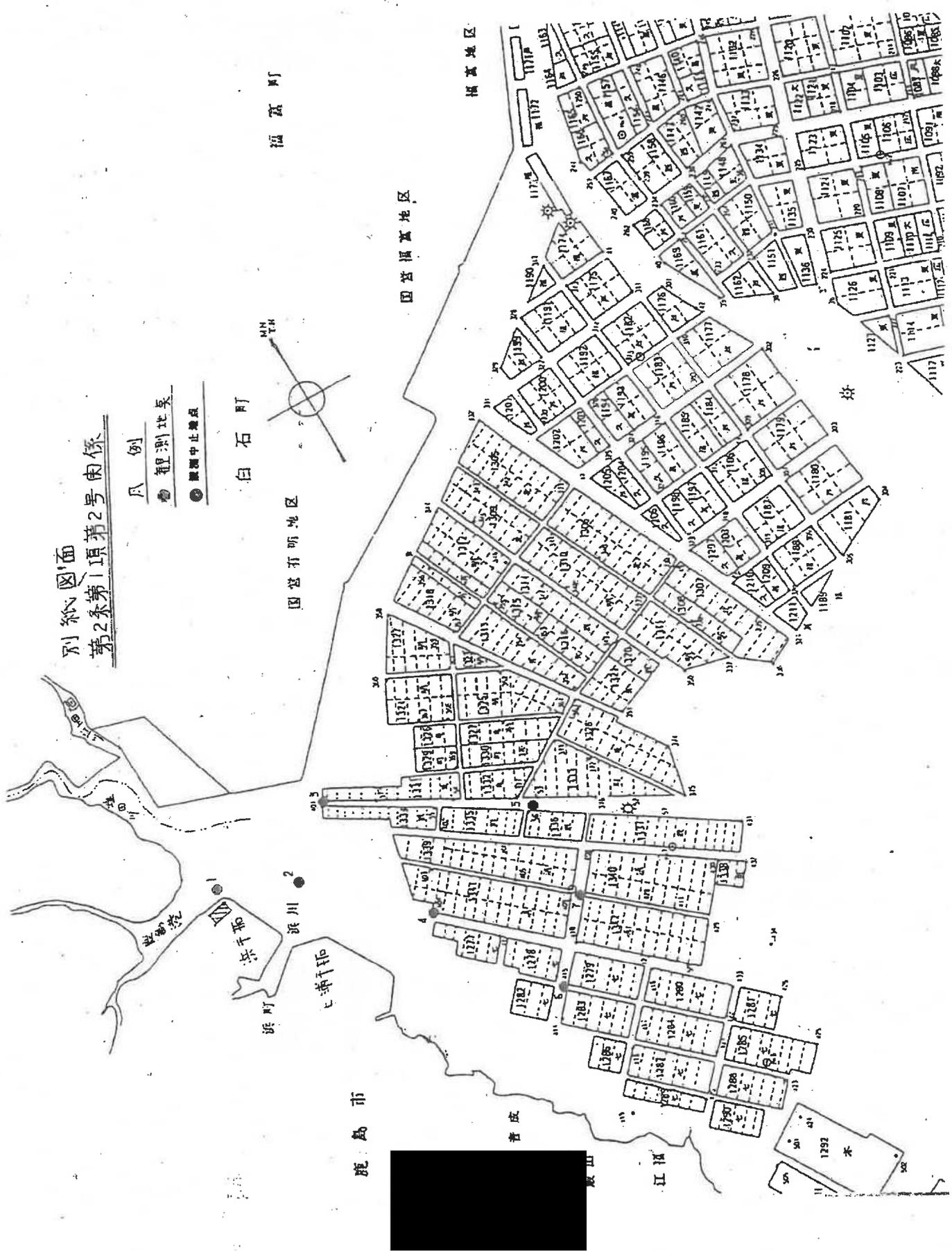
福高町

国営打明地区

国営福高地区

福高地区

鹿島市



佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長 様

申請者 住 所 佐賀市栄町1番1号
氏 名 佐賀市長 坂井 英隆

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第64号、第66号、第67号及び第68号の
適用除外申請書

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第64号、第66号、第67号及び第68号の適用除外を受けたいので申請します。

なお、委員会指示第66号及び第67号については、令和7年5月31日までの指示期間となっているものの、令和7年5月開催予定の佐賀県有明海区漁業調整委員会において、委員会指示の継続に係る協議が行われると聞いております。

つきましては、当該委員会指示が継続となった際には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 目的

国際的に重要な湿地として、平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図る。

2 適用除外の許可を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第64号、第66号、第67号及び第68号

3 使用船舶

使用船舶なし

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

底生生物 10kg以内

5 採捕の期間

承認日から令和7年10月31日まで（5月に2日間、9月に2日間程度）

6 採捕の区域

東よか干潟（218ha）の区域

別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

7 使用漁具及び漁法

- ・コドラート25cm角の底生生物のふるい採取
 - ・手網、移植ゴテ及び素手による底生生物の定性採取
 - ・スコップ及び採泥器による底生生物の定量採取
- 別紙「東よか干潟底生生物調査概要書」のとおり

8 採捕に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名

東よか干潟底生生物調査概要書

令和7年4月18日
佐賀市環境政策課

1 調査目的

国際的に重要な湿地として平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握し、東よか干潟の環境保全及び利活用の推進を図ります。

2 調査時期

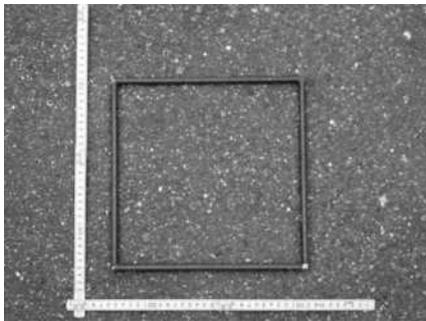
令和7年5月1日から10月31日までの期間で、春期2日、夏期2日の計4日間程度調査を行います。

※潮汐、天候、現場の状況、関係者との調整等により、調査日が前後する場合があります。その他、感染症拡大等の影響により、規模の縮小又は中止とする場合があります。

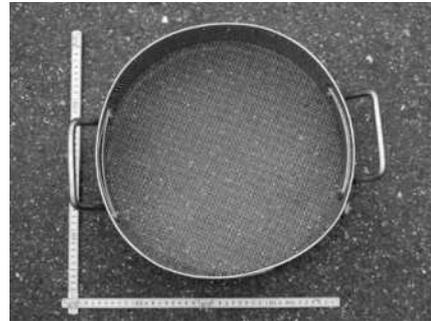
3 調査方法（使用漁具及び漁法）

(1) 定量採取

25cm角のコドラートを用いて、その下の底生生物を底泥とともに採泥器又はスコップで掘り返し、1mm目のフルイ上に残った底生生物を採取して、ホルマリンで固定後持ち帰ります。



25cm角コドラート



1mm目のフルイ



採泥器

(外径214mm、内径200mm、長さ300mm程度)

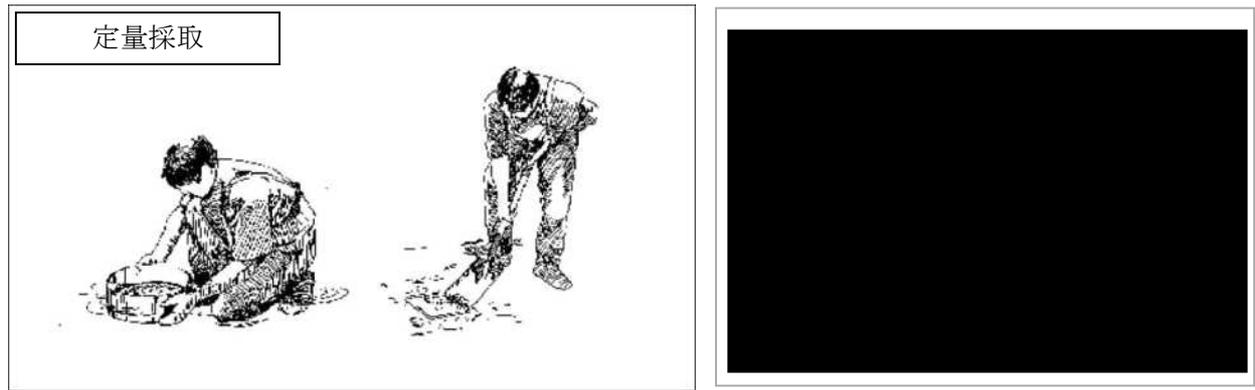
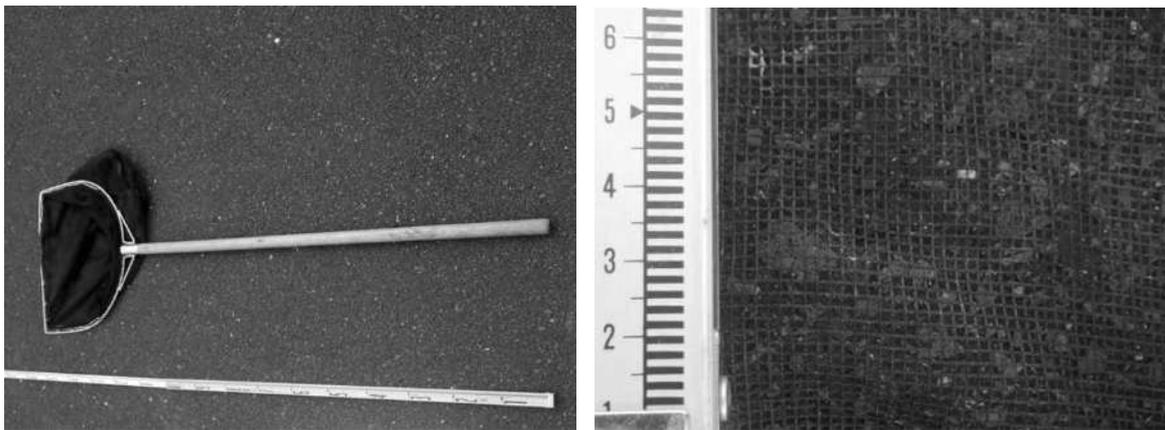


図-1、2 定量採取イメージ

(2) 定性採取

手網、移植ゴテ及び素手による任意採取を行います。採取した生物は、現地同定・測定し、放流を行います。採取した試料の一部については、ホルマリンで固定した後、保存サンプルとして持ち帰ります。



手網

(網目0.8cm、口幅50cm、口高30cm、柄の長さ1.2m相当品を使用)

4 調査場所（採捕の区域）

調査場所は、赤色の線で囲まれた東よか干潟（218ha）の区域とします。

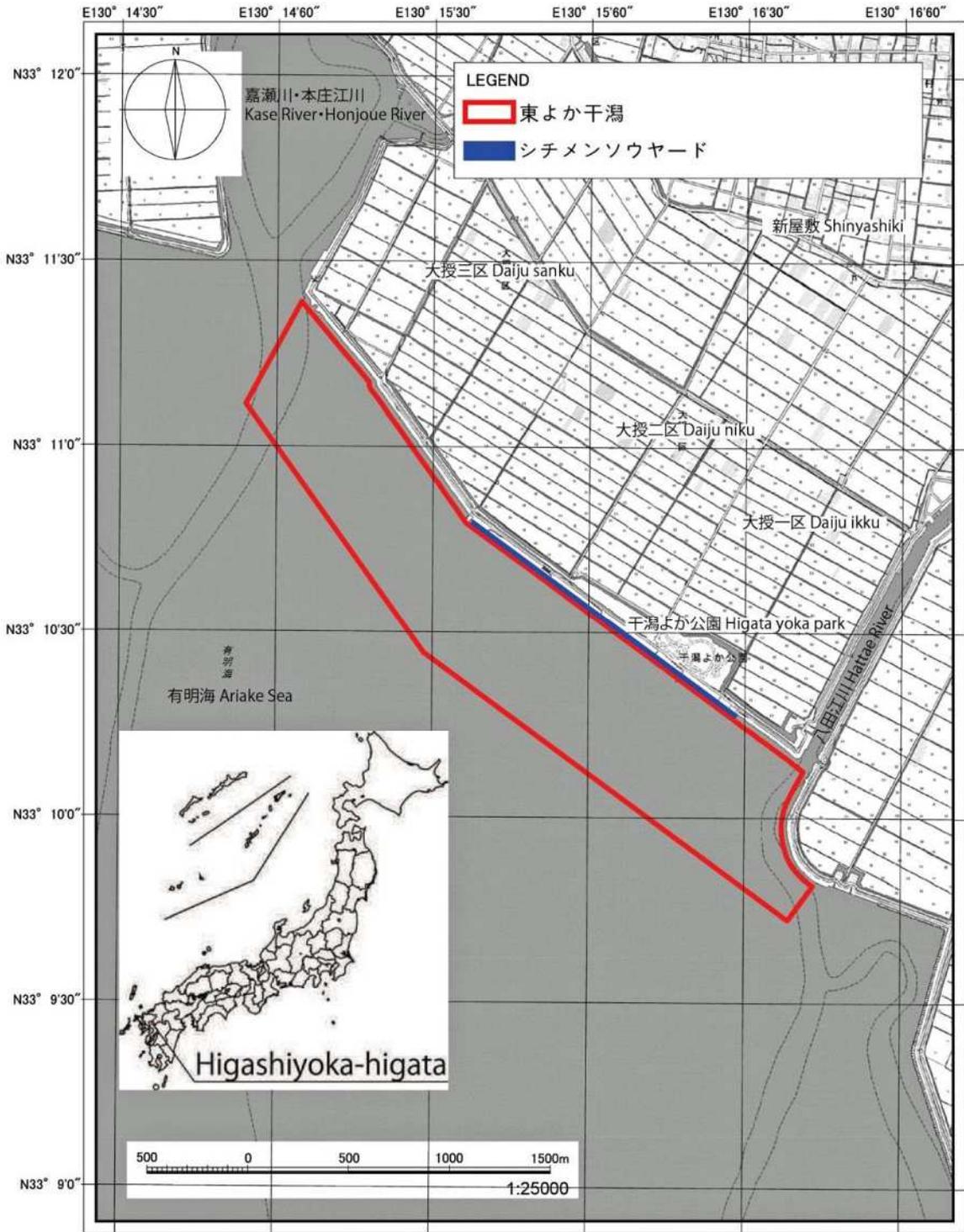


図-3 調査範囲

以上

令和7年4月11日

同意書

佐賀市長 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 隆

佐賀市が実施する底生生物調査に関する下記の特別採捕について同意します。

記

- 1 調査目的
ラムサール条約登録湿地である東よか干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の状況を調査・把握し、東よか干潟の環境の保全及び利活用の推進を図るため。
- 2 採捕区域
東よか干潟（218ha）の範囲
- 3 調査期間
令和7年5月1日（木）から令和7年10月31日（金）まで
- 4 使用漁具及び漁法
スコップ、手網等による底生生物の採取
- 5 採捕に従事する者の住所及び氏名

住 所	氏 名
[Redacted]	

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号の適用除外申請書

令和 7 年 4 月 18 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

届出者 住 所 埼玉県川口市芝 6906 番地 10
株式会社東京久栄 技術センター
氏 名 株式会社東京久栄 技術本部
技術本部長 岡沢 聡

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号の適用除外を受けたいので申請いたします。

記

1 適用除外の理由

アサリ採苗・移植実験として、ノリ養殖漁場(1022 号・1047 号)の一部(通路)において、実験用の網袋等で成長したアサリを採捕するため。

2 適用除外の期間

承認日 から 令和 8 年 3 月 17 日まで

3 調査の目的と方法

本調査は、水産庁発注事業「令和 7 年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業」として、有明海のアサリ養殖場及び周辺に生息しているアサリ稚貝を有効に活用し、採苗・移植技術を開発することを目的としている。採苗・移植方法は、砂利等を入れた網袋の設置等を行い、その後、移植ゴテ又は実験用網袋の回収によりアサリを採捕する。

4 調査に使用する船舶

添付資料 1 参照

5 調査を実施するものの住所及び氏名

添付資料 2 参照

6 採捕量

アサリ約 60 kg

7 その他

本調査は、特別採捕許可を申請中です。

添 付 書 類

- 添付資料 1 使用船舶一覧
- 添付資料 2 調査を実施する者も住所及び氏名
- 添付資料 3 調査時期
- 添付資料 4 採捕の区域
- 添付資料 5 調査内容と方法
- 添付資料 6 発注証明に関わる書類（写し）
- 添付資料 7 JV 協定書（写し）
- 添付資料 8 漁業協同組合同意書（写し）
- 添付資料 9 有明海漁業協同組合同意書（写し）

以上

添付資料1 使用船舶(諸富町支所所属)

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名
[Redacted]				

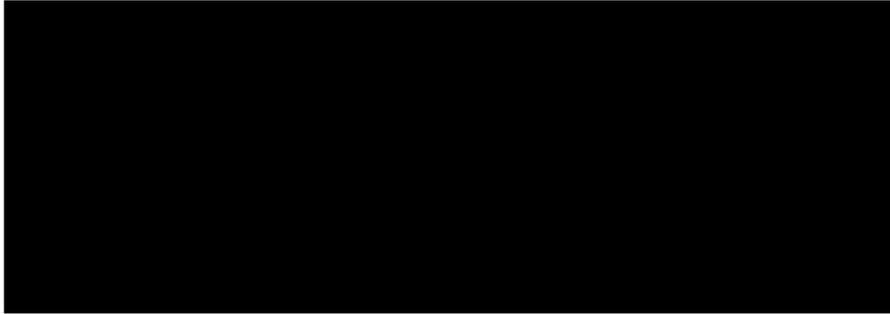
添付資料2 調査を実施する者も住所及び氏名

住所

氏名

住所

氏名



添付資料3 調査時期

調査時期は、令和7年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和8年1月、2月、3月にアサリを採捕する予定です。

表1 各調査項目別の調査回数と概算採捕量

項目	回数	内容	地点数	概算採捕量
採苗実験	11回	網袋の回収	1点	約24kg
移植実験	9回	網袋の回収	1点	約24kg
モニタリング(生物)	11回	移植ゴテによる採取	1点	約12kg
合 計				60kg

添付資料4 採捕の区域

1. 実験実施場所

- 実験区は佐賀県有明海漁業協同組合および諸富町支所から同意を得た区画漁業権漁場(1022号・1047号)の海苔コマ間の通路に設置する(図1)。
- 実験区の規模は10m×10m程度とする。
- 実験区には、目印コンポーズを立て、そこに点滅灯、反射板および赤白旗を設置する(図2)。

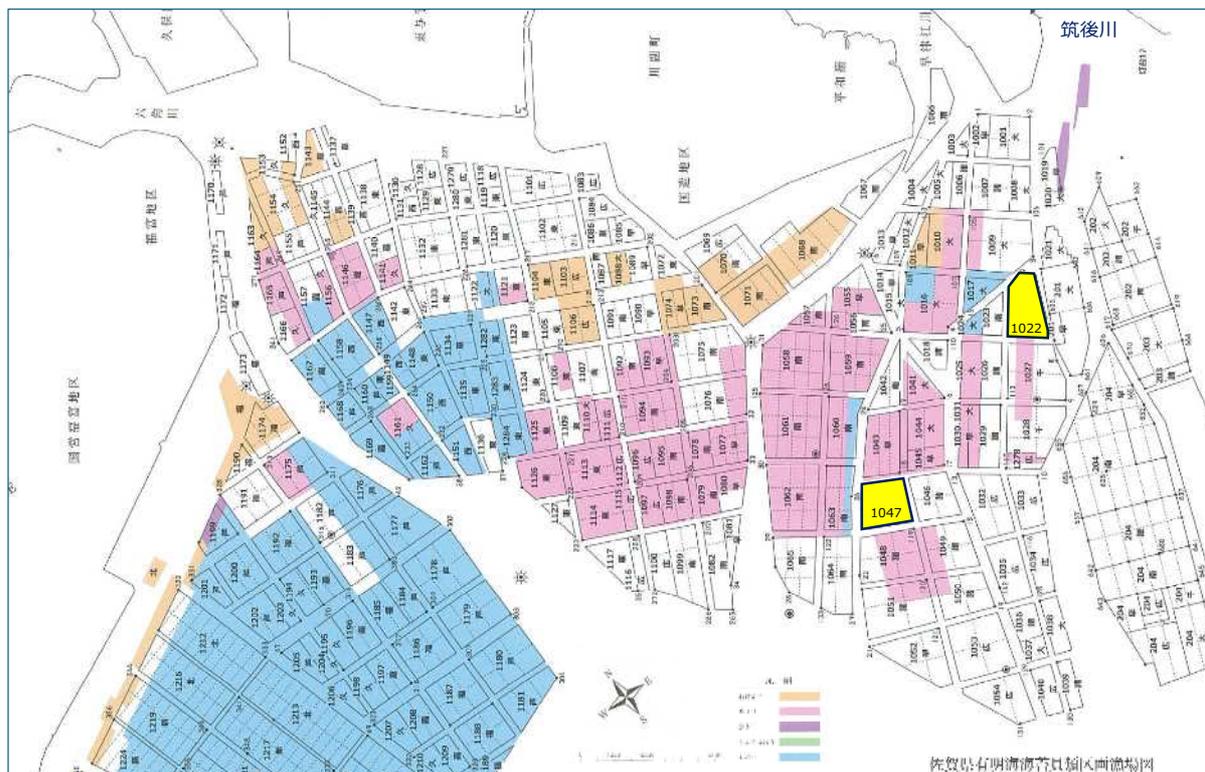


図1 実験実施場所

実験を実施する区画について黄色で示す。

(佐賀県有明海海苔貝類区画漁場図から引用および一部改変)



図2 実験区の様子(令和6年度時点)

左: 1022号 中: 1047号 右: 実験区目印

添付資料5 調査内容と方法

1. 実験時期

- 実験時期を表1に示す。
- 採苗実験は令和7年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和8年1月、2月、3月とする。
- 移植実験は令和7年6月、7月、8月、9月、11月、12月、令和8年1月、2月、3月とする。
- 現場環境のモニタリングは令和7年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和8年1月、2月、3月とする。

表1 実験の実施工程

項目	時期	令和7年(2025年)									令和8年(2026年)		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採苗実験			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移植実験				○	○	○	○		○	○	○	○	○
モニタリング			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2. 実験内容・方法

- 採苗実験の概要を表2、移植実験の概要を表3、現場環境のモニタリングを表4に示す。

表2 採苗実験概要

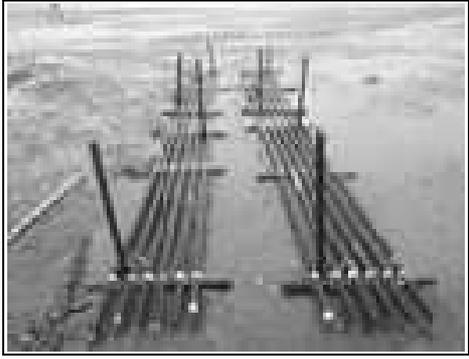
項目	内容	
調査時期	令和7年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和8年1月、2月、3月	
実験区	1022号	
方法	① 網袋に砂利を封入した採苗器を筏型に組み立てたものの上に設置する。 ② 網袋で採苗できたアサリについて令和7年5月から令和8年3月までモニタリングする。	
使用機器		●採苗器 大きさ：40cm×70cm程度 網：収穫ネット及びラッセル網 材質：ポリエチレン 基質：砂利 容量：40程度
		●離底器 材質：コンボーズ(FRP) サイズ：6m×0.5m

表3 移植実験概要

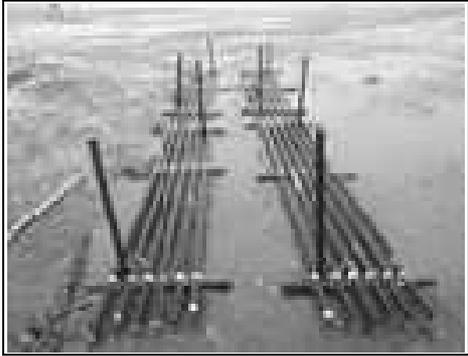
項目	内容	
調査時期	令和7年6月、7月、8月、9月、11月、12月、令和8年1月、2月、3月	
実験区	1022号、1047号	
方法	① 1022号で採取したアサリを砂利とともに網袋へ封入し、1047号へ移植する。 ② 網袋は廃材コンポーズを筏型に組み立てたものの上に設置する。 ③ 移植したアサリの生残状況を令和7年6月から令和8年3月まで確認する。	
使用機器		●採苗器 大きさ：40cm×70cm程度 網：収穫ネット及びラッセル網 材質：ポリエチレン 基質：砂利 容量：40程度
		●離底器 材質：コンポーズ (FRP) サイズ：6m×0.5m

表4 現場環境のモニタリング概要

項目	内容
調査時期	令和7年5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和8年1月、2月、3月
実験区	1022号、1047号
方法	各実験区の原地盤において、20cm×20cmの正方枠を1点設置し、正方枠内の底質を採取後、その底質中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。これを3回繰り返す。

添付資料6 発注証明に係る書類(写し)

委託契約書

支出負担行為担当官水産庁長官 森健（以下「甲」という。）と令和7年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業共同実施機関代表者一般社団法人マリノフォーラム21（以下「乙」という。）は、令和7年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- （1）委託事業名
令和7年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業
- （2）委託事業の内容及び経費
別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり
- （3）履行期限
令和8年3月16日

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

委託者（甲）東京都千代田
支出負担行為担当官
水産庁長官 森 健

受託者（乙）東京都中央区
令和7年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証
事業共同実施機関代表者 一般社団法人マリノフォー
ラム21
代表理事会長 廣野

添付資料7 JV協定書(写し)

令和7年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業 共同実施機関協定書

(名称)

第1条 この機関は、令和7年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業共同実施機関（以下「機関」という。）と称する。

(事務所)

第2条 機関は、主たる事務所を東京都中央区八丁堀1丁目5番2号 一般社団法人マリノフォーラム21内に置く。

(目的)

第3条 機関は、支出負担行為担当官水産庁長官（以下「水産庁長官」という。）との契約に基づき、令和7年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業（以下「委託事業」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

(構成員の住所及び名称)

第4条 機関の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

東京都中央区八丁堀1丁目5番2号
一般社団法人 マリノフォーラム21

神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番35号
日本ミクニヤ 株式会社

東京都千代田区岩本町二丁目4番2号
株式会社 東京久栄

東京都世田谷区駒沢3丁目15番1号
いであ 株式会社

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番地25
GRC横浜ベイリサーチパーク6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構

令和7年 2月13日

一般社団法人 マリノフォーラム21 代表理事会長 廣野 淳

日本ミクニヤ 株式会社 代表取締役 徳岡 誠人 ㊟

株式会社 東京久栄 代表取締役社長 高月 邦

いであ 株式会社 代表取締役社長 田畑 彰久 ㊟

国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事長 中山 一郎 ㊟

添付資料8 漁業協同組合同意書(写し)

同 意 書

令和7年4月16日

株式会社 東京久栄 殿

貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 調査場所
佐賀県区画漁業権漁場(1022号・1047号)及び周辺
2. 調査期間
調査期間：令和7年5月～令和8年3月
3. 調査内容
 - ・底生生物調査(アサリ)
 - ・底質調査
 - ・アサリの生息環境調査(流況・水質)
 - ・アサリの採苗実験
 - ・アサリの移殖実験

佐賀県有明海漁業協同組合 諸富町支所

運営委員長 弟子丸 充弘

同 意 書

令和7年4月18日

株式会社 東京久栄 殿

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 隆

貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 実施者

株式会社 東京久栄

2. 調査場所

佐賀県区画漁業権漁場(1022号・1047号)及び周辺

3. 調査期間

調査期間：令和7年5月～令和8年3月

4. 調査内容

- ・底生生物調査（アサリ）
- ・底質調査
- ・アサリの生息環境調査（流況・水質）
- ・アサリの採苗実験
- ・アサリの移殖実験

令和7年度 水産振興事業計画の概要

1. 事業概要

対象事業	事業名	事業主体	事業実施場所	事業内容	事業予定期間
水産振興事業	① 有明海水産資源回復技術確立事業 (漁場造成技術開発：タイラギ)	農政局	有明海佐賀県海域一帯	有明海全域(沿岸域、沖合域)にサルボウの採苗器(メダケ、パーム)を設置し、サルボウの増殖を図る。	5～8月 (サルボウの浮遊期間)
	② 有明海水産資源回復技術確立事業 (漁場造成技術開発：タイラギ)	農政局	藤津郡太良町沖合域	沖合海域において、漁船によりカキ殻を薄層散布し貝類資源の試験漁場を造成する。	5月～10月 (散布は6月頃)
	③ 有明海水産資源回復技術確立事業 (漁場造成技術開発：ウミタケ)	農政局	佐賀市沖	沖合海域において、海底の浚渫および盛土を行うことで、ウミタケの試験漁場を造成する。	8月 (施工によっては9月前半まで)
	④ さがの水産資源回復促進事業 (海底耕耘による漁場環境整備)	県	有明海佐賀県海域一帯	近年の豪雨等災害によって悪化した漁場において、海底耕耘による漁場環境整備を実施し、水産資源の回復を図る。	5月～3月 (主に5月～6月)

2. 事業実施箇所 別添概要図のとおり

3. 事業担当者 佐賀県水産課 漁港・漁村整備担当係長

4. 安全対策 海上作業にあたっては、必要に応じて、請負者から三池海上保安部に所定の手続きを行うとともに、作業海域での操業・船舶航行の安全について留意するよう指導します。

令和7年度 水産振興事業計画の概要図

- ① 有明海水産資源回復技術確立事業(サルボウ採苗器設置)
- ② 有明海水産資源回復技術確立事業(貝殻薄層散布)
- ③ 有明海水産資源回復技術確立事業(ウミタケ漁場造成)

① サルボウ採苗器設置(沿岸)
もがしい区画に、メダケ35,000本
パーム10,000本設置予定

④ 海底耕耘
A=1,500ha

③ 浅瀬及び盛土
A=約0.2ha

② 漁場造成技術開発
A=4ha

① サルボウ採苗器設置(沖合)
メダケ10,000本設置予定

